



第100回 定時株主総会 招集ご通知



日時

2024年6月26日（水曜日）

午前10時（受付開始 午前9時）



場所

広島市中区小町4番33号

当社本店

【株主のみなさまへのご案内】

今回から、会社法改正に伴う株主総会資料の電子提供制度への対応として、書面交付請求をされていない株主のみなさまには「[第100回定時株主総会招集ご通知](#)」（アクセス通知）のみを書面にて送付しております。株主総会参考書類等の内容については、1ページに記載の各ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認ください。

スマートフォン等から「株主総会ポータル[®]」へアクセスすることで、株主総会参考書類等の確認や議決権行使を簡単に行うことができます。詳細は4ページをご覧ください。

決議事項

- 会社提案（第1号議案から第5号議案まで）
- 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件
 - 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
 - 第5号議案 社外取締役でない取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬制度導入の件
- 株主提案（第6号議案から第10号議案まで）
- 第6号議案 定款一部変更の件（1）
 - 第7号議案 定款一部変更の件（2）
 - 第8号議案 定款一部変更の件（3）
 - 第9号議案 定款一部変更の件（4）
 - 第10号議案 取締役6名の解任の件

中国電力株式会社

証券コード：9504

(証券コード：9504)
2024年6月5日
(電子提供措置の開始日 2024年5月29日)

株主各位

広島市中区小町4番33号

中国電力株式会社

代表取締役
社長執行役員 中川賢剛

第100回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、第100回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.energia.co.jp/ir/irkabushiki/soukai.html>



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/9504/teiji/>



なお、当日ご出席されない場合は、同封の議決権行使書またはインターネット等による事前の議決権行使を是非ご活用ください。

事前の議決権行使につきましては、お手数ながら「株主総会参考書類」をご検討のうえ、**2024年6月25日（火曜日）午後5時20分までに行使していただきますようお願い申し上げます。**

また、議決権行使の方法につきましては、「議決権行使のご案内」をご参照ください。

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月26日（水曜日）午前10時
2. 場 所 広島市中区小町4番33号 当社本店

3. 目的事項 報告事項

2023年度（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告、連結計算書類、計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

<会社提案（第1号議案から第5号議案まで）>

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
- 第5号議案 社外取締役でない取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬制度導入の件

<株主提案（第6号議案から第10号議案まで）>

- 第6号議案 定款一部変更の件（1）
- 第7号議案 定款一部変更の件（2）
- 第8号議案 定款一部変更の件（3）
- 第9号議案 定款一部変更の件（4）
- 第10号議案 取締役6名の解任の件

上記各号議案の内容等は、電子提供措置事項のうち「株主総会参考書類」に記載しております。

以上

◎ 書面交付請求をされた株主のみなさまには電子提供措置事項を記載した書面をあわせて送付しておりますが、以下の事項につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、当該書面には記載しておりません。

なお、監査等委員会および会計監査人は以下の事項を含む監査対象書類を監査しております。

①事業報告の「主要な事業所」、「従業員の状況」、「主要な借入先」、「当社の株式に関する事項」、「当社の会計監査人に関する事項」および「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況」

②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」

③計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」

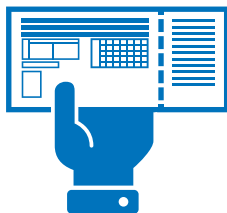
◎ 電子提供措置事項について修正すべき事項が生じた場合には、前ページに記載の各ウェブサイトにもその旨ならびに修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。

◎ 本株主総会の決議結果につきましては、当社ウェブサイト（前ページ記載の箇所）への掲載にてご報告させていただきます。

議決権行使のご案内

議決権の行使には以下の方法がございます。

株主総会に 出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主さま1名に委任することにより可能となります。この場合、委任状を会場受付にご提出ください。

開催日時

2024年6月26日(水曜日)
午前10時
(受付開始 午前9時)

書面による 議決権行使をされる場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限

2024年6月25日(火曜日)
午後5時20分

インターネットによる 議決権行使をされる場合



株主総会ポータル[®]サイトまたは議決権行使ウェブサイトアクセスし、行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2024年6月25日(火曜日)
午後5時20分

詳細は次ページをご覧ください

株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームにご参加の株主さまは、当該プラットフォームにより議決権を行使いただけます。

ご注意事項

- (1) 書面により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の意思表示がない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。
- (2) 書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (3) インターネット等により、複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

■インターネットによる議決権行使のご案内

スマートフォン等による議決権行使方法

① 議決権行使書用紙に記載のQRコード®を読み取ります。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

② 株主総会ポータル®トップ画面から「議決権行使へ」ボタンをタップします。



③ スマート行使®トップ画面が表示されます。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



パソコン等による議決権行使方法

以下のURLより議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力の上アクセスしてください。ログイン以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「議決権行使へ」をクリック

株主総会ポータル®URL
<https://www.soukai-portal.net>

議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) も引き続きご利用いただけます。

- ◎ 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。
- ◎ インターネットをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金および通信事業者への通信料金（電話料金等）は、株主さまのご負担となります。
- ◎ インターネットのご利用環境によっては、株主総会ポータル®サイトや議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合もありますので、ご了承ください。

お問い合わせ

三井住友信託銀行株式会社
証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル

0120-652-031

(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

よくある質問は
こちら



インターネットによるライブ配信のご案内

本株主総会の様子をご自宅等からでもご視聴いただけるよう、株主のみなさま向けにインターネットによるライブ配信を行います。ご視聴にあたっては、次ページ記載の留意事項を十分にご確認ください。

配信日時

2024年6月26日（水曜日） 午前10時から本株主総会終了時刻まで
（配信画面は、当日、午前9時30分頃に開設予定です。）

当日のご視聴方法

以下の手順により、ご視聴ください。

1 パソコン・スマートフォン等から、以下の視聴サイトにアクセスしてください。

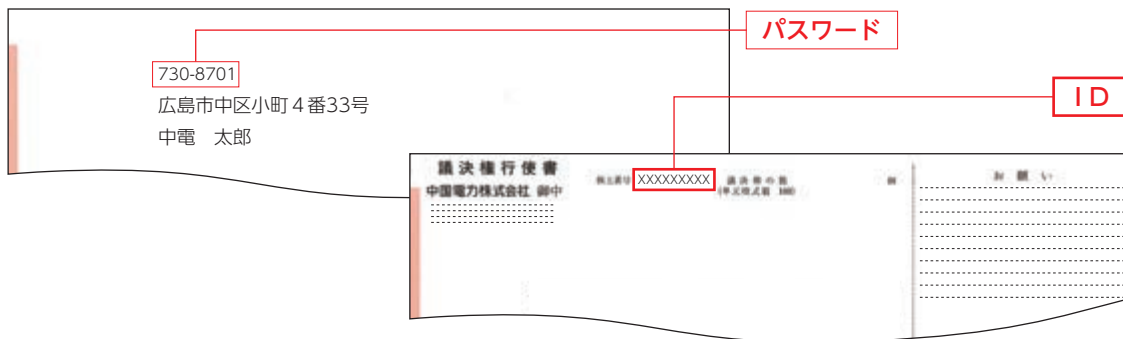
ライブ配信視聴サイト <https://9504.ksoukai.jp>



2 株主さま認証画面（ログイン画面）に以下のIDおよびパスワードを入力してください。以降は画面の案内に従ってライブ配信画面にお進みください。

ID : 議決権行使書用紙に記載された「株主番号」（数字9桁）

パスワード : 本招集ご通知送付先ご住所の「郵便番号」（数字7桁、ハイフンなし）



730-8701
広島市中区小町4番33号
中電 太郎

XXXXXXXXXX

議決権行使書
中国電力株式会社 株中

パスワード

ID

- 議決権行使書用紙を投函する前に、必ず「株主番号」をお手元にお控えください。
- 上記視聴サイト内にて視聴環境のテストを事前に行っていただけますので、適宜ご活用ください。

留意事項

- インターネットによるライブ配信のご視聴は、会社法上、株主総会への「出席」とは認められないため、当日の議決権行使、ご質問、動議の提出を行うことはできません。議決権については、3ページから4ページにてご案内の方法により、事前に行使していただきますようお願い申し上げます。なお、後記のとおり視聴サイトで事前にご質問を受け付けます。
- ご使用の機器やインターネットの接続環境等により、ご視聴いただけない場合や映像・音声に不具合が生じる場合がございます。また、ご視聴いただくための通信料金等は、株主さまのご負担となりますので、あらかじめご了承ください。
- ライブ配信のご視聴は、株主さまご本人に限定させていただきます。ID・パスワードの第三者への提供は固くお断りいたします。また、ライブ配信の撮影、録画、録音、保存、SNS等での無断公開につきましても固くお断りいたします。
- やむを得ない事情により、ライブ配信を実施できなくなった場合は、当社ウェブサイトにてお知らせいたします (<https://www.energia.co.jp/ir/irkabushiki/soukai.html>)。
- 配信にあたっては、ご出席の株主さまが映らないよう役員席付近のみを撮影いたしますが、やむを得ず株主さまが映り込んでしまう場合がございます。本株主総会にご出席される株主のみなさまにおかれましては、あらかじめご了承ください。

■事前質問の受付のご案内

本株主総会の目的事項に関するご質問を、インターネットを通じて事前に受け付けます。

ライブ配信視聴サイト内の「事前質問を行う」ボタンよりご提出いただけますので、前ページの「当日のご視聴方法」にてご案内の①、②の手順でアクセスしてください。

受付期間

2024年6月5日（水曜日）から2024年6月19日（水曜日）まで

- いただいたご質問の中で、株主のみなさまの関心が高いと思われる事項等については、本株主総会で取り上げさせていただく予定です。
- すべてのご質問への回答をお約束するものではありません。また、ご質問者さまに対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。
- 本株主総会で取り上げることに至らなかったご質問については、今後の事業運営の参考とさせていただきます。

ライブ配信に関するお問い合わせ先

ご不明な点等がございましたら、以下の窓口へお問い合わせください。

IDおよびパスワードについて

三井住友信託銀行株式会社
バーチャル株主総会サポート専用ダイヤル

通話料無料 **0120-782-041**

(受付時間 土・日・休日を除く午前9時～午後5時)

ライブ配信のご視聴について

株式会社ブイキューブ

03-6833-6241

(受付時間 6月26日（水曜日）午前9時～本株主総会終了まで)

議案および参考事項

<会社提案（第1号議案から第5号議案まで）>

第1号議案から第5号議案までは、会社提案によるものであります。

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主のみなさまに対する利益配分にあたっては、連結自己資本比率15%に回復するまでは、財務基盤の回復・強化を最優先に行い、配当性向10%で配当を行うこととしております。

期末配当については、上記の方針および当年度の業績を踏まえ、1株につき30円としたいと存じます。これにより、当年度における配当金は、昨年11月にお支払いしました中間配当とあわせて1株につき35円となります。

また、資本準備金および利益準備金の額の合計を資本金の額の四分の一に達するまで早期に回復させるため、利益準備金を次のとおり積み立てたいと存じます。加えて、経営基盤の強化に資するため、別途積立金を次のとおり積み立てたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 配当財産の割当に関する事項およびその総額
当社株式1株につき金30円 総額10,815,137,550円
- (3) 期末配当が効力を生じる日
2024年6月27日

2. その他の剰余金の処分にに関する事項

- (1) 増加する準備金および剰余金の項目ならびにその額
利益準備金 20,902,279,081円
別途積立金 78,000,000,000円
- (2) 減少する剰余金の項目およびその額
繰越利益剰余金 98,902,279,081円
- (3) 利益準備金および別途積立金の額の増加が効力を生じる日
2024年6月27日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 当社事業の現状に即して、現行定款第2条（目的）に定める事業目的の一部を削除するものがあります。
- (2) 株主総会の柔軟な運営を図ることを目的に、株主総会の招集権者および議長を取締役会の決議をもって選定することを可能とするため、現行定款第13条（招集）および第15条（議長）について所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分）

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>（目 的）</p> <p>第2条 本会社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1)～(8) <省 略></p> <p><u>(9) 介護サービス事業</u></p> <p>(10)～(13) <省 略></p> | <p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>（目 的）</p> <p>第2条 本会社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1)～(8) <現行どおり></p> <p><削 除></p> <p>(9)～(12) <現行どおり></p> |
| <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>（招 集）</p> <p>第13条 本会社の定時株主総会は毎年6月に、臨時株主総会は必要あるごとに、取締役会の決議に基づき、<u>社長</u>がこれを招集する。<u>社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。</p> | <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>（招 集）</p> <p>第13条 本会社の定時株主総会は毎年6月に、臨時株主総会は必要あるごとに、取締役会の決議に基づき、<u>あ</u>らかじめ取締役会の決議をもって定めた取締役がこれを招集する。<u>当該</u>取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。</p> |
| <p>（議 長）</p> <p>第15条 株主総会の議長は、<u>社長</u>がこれに任ずる。<u>社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役がこれに当る。</p> | <p>（議 長）</p> <p>第15条 株主総会の議長は、<u>あ</u>らかじめ取締役会の決議をもって定めた取締役がこれに任ずる。<u>当該</u>取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役がこれに当る。</p> |

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

監査等委員である取締役を除く取締役全員（8名）は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の一層の強化の観点から、取締役を1名増員することとし、監査等委員である取締役を除く取締役9名の選任をお願いするものであります。

なお、監査等委員会から、本議案については、監査等委員3名を含む5名の社外取締役が構成員の過半数を占める指名委員会（委員長：社外取締役）での審議を経て、取締役会において適切に決定されており、特段の指摘事項はないとの意見を得ております。

監査等委員である取締役を除く取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者 番号 | 氏 名 | | | | 性別 | 現在の当社における地位 | |
|-----------|----------|----------|----------|---------|----------|----------------|-------------|
| 1 | あし 芦 | たに 谷 | しげる 茂 | 再任 | 男性 | 代表取締役会長 | |
| 2 | なか 中 | がわ 川 | けん 賢 | ごう 剛 | 再任 | 代表取締役社長執行役員 | |
| 3 | たか 高 | ば 場 | とし 敏 | お 雄 | 再任 | 代表取締役副社長執行役員 | |
| 4 | きた 北 | の 野 | たつ 立 | お 夫 | 再任 | 代表取締役副社長執行役員 | |
| 5 | ふな 船 | き 木 | とおる 徹 | 再任 | 男性 | 代表取締役副社長執行役員 | |
| 6 | みな 皆 | もと 本 | きょう 恭 | すけ 介 | 再任 | 取締役常務執行役員 | |
| 7 | そと 外 | ばやし 林 | ひろ 浩 | こ 子 | 新任 | 女性 常務執行役員 | |
| 8 | ふる 古 | せ 瀬 | まこと 誠 | 再任 | 社外 独立 | 男性 社外取締役 | |
| 9 | しょう 菖 | ぶ 蒲 | だ 田 | きよ 清 | たか 孝 | 再任 社外 独立 | 男性 社外取締役 |

社外 社外取締役候補者 独立 独立役員候補者

(注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、取締役等を被保険者として、会社法第430条の3第1項に定める役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

当該保険契約により、被保険者が当社の取締役等としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金および争訟費用等を填補することとしております。

本株主総会において各候補者の選任が承認可決され、各候補者が取締役に就任した場合、当該保険契約の被保険者となり、任期中中に上記内容で当該保険契約を更新する予定であります。

候補者番号
1

あし たに しげる
芦 谷 茂
(1956年4月7日生)

再任

所有する
当社株式の数
28,800株



[略歴および地位・担当]

1979年4月 当社入社
2017年6月 当社取締役常務執行役員電源事業本部副本部長
2018年6月 当社取締役常務執行役員電源事業本部副本部長、
国際事業部門長
2020年6月 当社代表取締役副社長執行役員電源事業本部長、
情報通信部門長
2022年6月 当社代表取締役副社長執行役員電源事業本部長
2023年6月 当社代表取締役会長 (現在に至る)

[重要な兼職の状況]

一般社団法人中国経済連合会会長

[取締役候補者とした理由]

電源の競争力強化をはじめとする業務経験と経営全般に関する豊富な知見を活かし、業務執行の監督を統括しております。当社のガバナンス向上とともに、組織風土改革を含めた、企業価値向上への更なる貢献が期待できることから候補者としております。

候補者番号
2

なか がわ けん ごう
中 川 賢 剛
(1961年6月29日生)

再任

所有する
当社株式の数
27,606株



[略歴および地位・担当]

1985年4月 当社入社
2017年10月 当社執行役員販売事業本部副本部長
2020年6月 当社執行役員需給・トレーディング部門長
2021年6月 当社常務執行役員需給・トレーディング部門長
2023年6月 当社代表取締役社長執行役員
2024年4月 当社代表取締役社長執行役員需給最適化プロジェクト長 (現在に至る)

[取締役候補者とした理由]

経営全般に関する豊富な知見に加え、柔軟な発想を活かし、社長執行役員として業務執行を統括しております。総合エネルギー事業などの収益力の強化に向けた取り組みを強いリーダーシップのもとで着実に進めており、進取果敢に会社をけん引していく業務運営が期待できることから候補者としております。

候補者番号
3

たか ば とし お
高 場 敏 雄

(1957年5月6日生)

再任

所有する
当社株式の数
27,800株



[略歴および地位・担当]

1981年 4 月 当社入社
2018年 6 月 当社常務執行役員人材活性化部門長
2020年 6 月 当社取締役常務執行役員人材活性化部門長
2022年 6 月 当社代表取締役副社長執行役員人材育成担当、
原子力強化プロジェクト長、調達本部長
2023年 3 月 当社代表取締役副社長執行役員企業再生担当、
人材育成担当、原子力強化プロジェクト長、
調達本部長

(現在に至る)

[取締役候補者とした理由]

調達本部長として、効率的な資金・資機材の調達等に取り組むほか、至近では、一連の不適切事案の調査・原因分析の取りまとめ、再発防止策の策定等に主導的役割を果たしてまいりました。高い調整能力とこれまで培った幅広い人脈を活かして、地域との連携強化等を図り、企業価値向上への更なる貢献が期待できることから候補者としております。

候補者番号
4

きた の たつ お
北 野 立 夫

(1958年2月5日生)

再任

所有する
当社株式の数
33,800株



[略歴および地位・担当]

1983年 4 月 当社入社
2017年 6 月 当社常務執行役員電源事業本部副本部長
兼. 電源事業本部 (原子力管理) 部長
2020年 6 月 当社取締役常務執行役員電源事業本部副本部長、
電源事業本部島根原子力本部長
2023年 6 月 当社代表取締役副社長執行役員電源事業本部長

(現在に至る)

[取締役候補者とした理由]

原子力分野において豊富な実務経験に基づく高い専門能力を有しており、島根2号機の再稼働に向けた管理を統括し、再稼働の理解活動等に主導的役割を果たしております。優れた判断力や行動力を活かし、経営環境が大きく変化する中、企業価値向上への更なる貢献が期待できることから候補者としております。

候補者番号
5

ふな き とおる
船 木 徹
(1959年2月22日生)

再任

所有する
当社株式の数
18,200株



[略歴および地位・担当]

1981年4月 当社入社
2019年6月 当社常務執行役員経営企画部門長
2022年6月 当社取締役常務執行役員経営企画部門長
2023年6月 当社代表取締役副社長執行役員経営企画部門長 (現在に至る)

[取締役候補者とした理由]

経営企画部門において、電気事業や経営のあるべき姿の構築に長年携わってきたほか、近年では、財務体質の改善や経営管理制度の見直しなど重要課題への対応に尽力してまいりました。高い思考力・分析能力と優れたバランス感覚を活かし、経営環境が大きく変化する中、企業価値向上への更なる貢献が期待できることから候補者としております。

候補者番号
6

みなもと きょう すけ
皆 本 恭 介
(1959年11月15日生)

再任

所有する
当社株式の数
16,800株



[略歴および地位・担当]

1982年4月 当社入社
2017年10月 当社執行役員地域共創本部（広報）部長
兼. 上関原子力立地プロジェクト（広報）部長
2020年1月 当社執行役員地域共創本部（地域総括）部長
2020年6月 当社常務執行役員地域共創本部長
2023年6月 当社取締役常務執行役員地域共創本部長
2024年4月 当社取締役常務執行役員収益力強化プロジェクト長、
地域共創本部長 (現在に至る)

[取締役候補者とした理由]

企業法務に長年携わっており、豊富な経験と知見を有しております。また、近年では、地域共創本部長として、地域からの信頼獲得、地域発展への貢献等において中核的役割を担っております。大局的な判断力のもと、優れた行動力と法的思考力を活かし、的確な業務運営が期待できることから候補者としております。

候補者番号
7

そと ばやし ひろ こ
外 林 浩 子
(1960年7月24日生)

新任

所有する
当社株式の数
11,100株



[略歴および地位・担当]

2004年 4 月 当社入社
2019年 6 月 当社経営企画部門（グループ経営推進）部長
2020年 6 月 当社執行役員経営企画部門（グループ経営推進）部長
2023年 6 月 当社常務執行役員経営企画部門（グループ経営推進）部長
2024年 2 月 当社常務執行役員内部監査部門長（現在に至る）

[取締役候補者とした理由]

経営企画部門において、グループガバナンスやプロジェクトの投資評価に長年携わってきたほか、至近では、内部監査部門長として、内部監査の高度化に向けた取り組みの主導的役割を担っております。高い適応力や分析能力を活かし、的確な業務運営が期待できることから候補者としております。

候補者番号
8

ふる せ まこと
古 瀬 誠
(1946年8月6日生)

再任

社外

独立

所有する
当社株式の数
4,500株



[略歴および地位・担当]

| | | |
|----------|-------------------|--------------|
| 2007年 6月 | 株式会社山陰合同銀行代表取締役頭取 | |
| 2010年 5月 | 社団法人島根県経営者協会会長 | (2015年 5月退任) |
| 2010年11月 | 松江商工会議所会頭 | (2019年10月退任) |
| 2010年11月 | 島根県商工会議所連合会会頭 | (2019年10月退任) |
| 2011年 6月 | 株式会社山陰合同銀行代表取締役会長 | |
| 2015年 6月 | 株式会社山陰合同銀行特別顧問 | (2020年 6月退任) |
| 2020年 6月 | 当社社外取締役 | (現在に至る) |

[社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要]

株式会社山陰合同銀行での職務経験をはじめとする経営に関する幅広い知識・経験を有しており、企業経営者としての豊富な経験や識見を客観的な立場から当社の経営に活かすことが期待できることから候補者としております。また、指名委員会および報酬委員会の委員長として、取締役の指名・報酬に関する審議において、客観的で公正・中立な立場から関与いただいております、引き続きガバナンス向上への貢献を期待しております。

(注) 1. 古瀬誠氏は、社外取締役候補者であり、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

2. 古瀬誠氏は、現在、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって4年です。

3. 古瀬誠氏は、株式会社山陰合同銀行の出身であります(2015年6月24日付で代表取締役会長を退任)。当社と株式会社山陰合同銀行との間には資金借入の取引関係がありますが、2024年3月末時点において、その借入残高は、当社の連結総資産の1%未満であります。

4. 当社は、古瀬誠氏との間で、会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める額としております。

本株主総会において同氏の選任が承認可決され、同氏が取締役に就任した場合、当社は同氏との間で当該契約を継続する予定であります。

5. 古瀬誠氏は、事業報告「1. 中国電力グループの現況に関する事項(8) その他中国電力グループの現況に関する重要な事項」に記載の一連の不適切事案および昨年3月に卸電力市場への入札等に係る不適切な対応に関して電力・ガス取引監視等委員会から電気事業法に基づく業務改善勧告を受領した事案について、いずれの事案も関連する事実が判明するまで認識しておりませんでした。日頃から取締役会等において、業務執行全般に関しコンプライアンス・リスク管理の視点に基づいて注意喚起をしておりました。上記事実の判明後、取締役会等において、執行部門による調査、原因分析・再発防止策等について報告を受け、必要に応じて意見を述べるなどの方法で監視監督の職責を適切に果たしております。

候補者番号
9

しょうぶだ きよ たか
菖蒲田 清 孝
(1959年4月11日生)

再任

社外

独立

所有する
当社株式の数
700株



[略歴および地位・担当]

- 2016年6月 マツダ株式会社取締役専務執行役員
品質・ブランド推進・生産・物流統括
- 2017年4月 マツダ株式会社取締役専務執行役員
品質・ブランド推進・購買・生産・物流統括
- 2021年6月 マツダ株式会社代表取締役会長 (現在に至る)
- 2023年6月 当社社外取締役 (現在に至る)

[重要な兼職の状況]

マツダ株式会社代表取締役会長

[社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要]

マツダ株式会社や同社の海外関係会社をはじめとする国内外での豊富な職務経験と、経営に関する幅広い知識・経験を有しており、企業経営者としての豊富な経験や識見を客観的な立場から当社の経営に活かすことが期待できることから候補者としております。また、指名委員会および報酬委員会の委員として、取締役の指名・報酬に関する審議において、客観的で公正・中立な立場から関与いただいております。引き続きガバナンス向上への貢献を期待しております。

- (注) 1. 菖蒲田清孝氏は、社外取締役候補者であり、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
2. 菖蒲田清孝氏は、現在、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって1年であります。
3. 当社は、菖蒲田清孝氏との間で、会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める額としております。
- 本株主総会において同氏の選任が承認可決され、同氏が取締役役に就任した場合、当社は同氏との間で当該契約を継続する予定であります。
4. 菖蒲田清孝氏がマツダ株式会社の取締役として在任中の2021年3月に、同社は、自動車部品の材料の集中購買の一環として行っていた取引の一部に関し、下請代金支払遅延等防止法に違反する行為があったとして、公正取引委員会から同法に基づく勧告を受けました。
5. 菖蒲田清孝氏は、昨年6月に社外取締役に就任した後、事業報告「1. 中国電力グループの現況に関する事項 (8) その他中国電力グループの現況に関する重要な事項」に記載の一連の不適切事案および昨年3月に卸電力市場への入札等に係る不適切な対応に関して電力・ガス取引監視等委員会から電気事業法に基づく業務改善勧告を受領した事案について、取締役会等において、執行部門による調査、原因分析・再発防止策等について報告を受け、必要に応じて意見を述べるなどの方法で監視監督の職責を適切に果たしております。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役全員（4名）は、本株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出については、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者 番号 | 氏名 | 性別 | 現在の当社における地位 |
|-----------|--|----|-------------|
| 1 | 前田 耕一 新任 | 男性 | 常務執行役員 |
| 2 | 小谷 典子 再任 社外 独立 | 女性 | 社外取締役監査等委員 |
| 3 | 久我 英一 再任 社外 独立 | 男性 | 社外取締役監査等委員 |
| 4 | 藤本 圭子 新任 社外 独立 | 女性 | |

社外 社外取締役候補者 独立 独立役員候補者

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、小谷典子、久我英一の両氏との間で、会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める額としております。本株主総会において両氏の選任が承認可決され、両氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当社は両氏との間で当該契約を継続する予定であります。
- また、本株主総会において前田耕一、藤本圭子の両氏の選任が承認可決され、両氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当社は、両氏との間で、当該契約を締結する予定であり、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める額といたします。
3. 当社は、取締役等を被保険者として、会社法第430条の3第1項に定める役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。
- 当該保険契約により、被保険者が当社の取締役等としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金および争訟費用等を填補することとしております。
- 本株主総会において各候補者の選任が承認可決され、各候補者が監査等委員である取締役に就任した場合、当該保険契約の被保険者となり、任期中に上記内容で当該保険契約を更新する予定であります。

候補者番号

1

まえ だ こう いち
前 田 耕 一

(1960年12月12日生)

新任

所有する
当社株式の数
4,900株



[略歴および地位・担当]

1985年 4 月 当社入社

2018年 6 月 当社執行役員国際事業部門（企画・総括）部長

2020年 6 月 当社執行役員国際事業部門長

2021年 6 月 当社常務執行役員国際事業部門長

（現在に至る）

[取締役候補者とした理由]

国際事業に関する実務経験が豊富で、プロジェクトファイナンスをはじめとする財務・会計分野において相当程度の知見を有しております。緻密な分析力と論理的な思考力を活かし、実務経験に裏打ちされた、的確な監査・監督が期待できることから新たに候補者としております。

候補者番号
2

お 谷 典 子
(1946年12月12日生)

再任

社外

独立

所有する
当社株式の数
0株



[略歴および地位・担当]

1992年 4月 山口大学人文学部教授
2001年 4月 山口大学大学院東アジア研究科教授
2005年 4月 山口大学大学院東アジア研究科研究科長
2010年 4月 山口大学名誉教授 (現在に至る)
2020年 6月 当社社外取締役監査等委員 (現在に至る)

[社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要]

社会学の専門家として、地域社会の実情や企業の社会貢献活動に高度な知見を有しており、その豊富な経験と実績を活かし、客観的で公正・中立な立場からの的確な監査、専門的知見に基づいた経営に対する有益なご意見をいただいております。今後も当社経営に対する公正・的確な監査・監督が期待できることから候補者としております。また、指名委員会および報酬委員会の委員として、取締役の指名・報酬に関する審議において、客観的で公正・中立な立場から関与いただいております。引き続きガバナンス向上への貢献を期待しております。

なお、小谷典子氏は、これまで社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断したものであります。

- (注) 1. 小谷典子氏は、社外取締役候補者であり、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
2. 小谷典子氏は、現在、当社の社外取締役監査等委員であり、社外取締役監査等委員としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって4年であります。
3. 小谷典子氏は、事業報告「1. 中国電力グループの現況に関する事項(8) その他中国電力グループの現況に関する重要な事項」に記載の一連の不適切事案および昨年3月に卸電力市場への入札等に係る不適切な対応に関して電力・ガス取引監視等委員会から電気事業法に基づく業務改善勧告を受領した事案について、いずれの事案も関連する事実が判明するまで認識しておりませんでした。日頃から取締役会等において、業務執行全般に関しコンプライアンス・リスク管理の視点に基づいて注意喚起をしておりました。上記事実の判明後、取締役会等において、執行部門による調査、原因分析・再発防止策等について報告を受け、必要に応じて意見を述べるなどの方法で監視監督の職責を適切に果たしております。

候補者番号
3

く が えい いち
久 我 英 一
(1956年9月1日生)

再任

社外

独立

所有する
当社株式の数
0株



[略歴および地位・担当]

2006年4月 鹿児島県警察本部長
2007年9月 東京都青少年・治安対策本部長
2009年9月 警視庁警備部長
2011年2月 神奈川県警察本部長
2013年4月 皇宮警察本部長
2015年8月 警察庁退官
2015年12月 日本生命保険相互会社顧問 (2016年5月退任)
2016年6月 九州旅客鉄道株式会社社外監査役 (常勤)
2018年6月 九州旅客鉄道株式会社社外取締役監査等委員(常勤) (2022年6月退任)
2022年6月 当社社外取締役監査等委員 (現在に至る)

[社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要]

リスク管理や企業監査に関する専門的な知見を有しており、その豊富な経験と実績を活かし、客観的で公正・中立な立場からの的確な監査、専門的知見に基づいた経営に対する有益なご意見をいただいております。今後も当社経営に対する公正・的確な監査・監督が期待できることから候補者としております。また、指名委員会および報酬委員会の委員として、取締役の指名・報酬に関する審議において、客観的で公正・中立な立場から関与いただいております、引き続きガバナンス向上への貢献を期待しております。

なお、久我英一氏は、これまで社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行することができると判断したものであります。

- (注) 1. 久我英一氏は、社外取締役候補者であり、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
2. 久我英一氏は、現在、当社の社外取締役監査等委員であり、社外取締役監査等委員としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって2年であります。
3. 久我英一氏は、事業報告「1. 中国電力グループの現況に関する事項 (8) その他中国電力グループの現況に関する重要な事項」に記載の一連の不適切事案および昨年3月に卸電力市場への入札等に係る不適切な対応に関して電力・ガス取引監視等委員会から電気事業法に基づく業務改善勧告を受領した事案について、いずれの事案(2022年6月の同氏の社外取締役就任前に判明したものを除く。)も関連する事実が判明するまで認識しておりませんでした。日頃から取締役会等において、業務執行全般に関しコンプライアンス・リスク管理の視点に基づいて注意喚起をしておりました。上記事実の判明後、取締役会等において、執行部門による調査、原因分析・再発防止策等について報告を受け、必要に応じて意見を述べるなどの方法で監視監督の職責を適切に果たしております。

候補者番号
4

ふじもと けいこ
藤本圭子

(1972年11月5日生)

新任

社外

独立

所有する
当社株式の数
0株



[略歴および地位・担当]

2000年10月 弁護士登録
2017年10月 エセックス大学（英国）ロースクール客員研究員（2018年7月退任）
2020年6月 岩元法律事務所入所（現在に至る）
2021年4月 日本弁護士連合会理事（2022年3月退任）
2021年6月 ダイキョーニシカワ株式会社社外監査役（現在に至る）

[重要な兼職の状況]

弁護士、ダイキョーニシカワ株式会社社外監査役

[社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要]

弁護士としての豊富な経験と実績を活かし、客観的で公正・中立な立場からの的確な監査・監督が期待できることから新たに候補者としております。また、指名委員会および報酬委員会の委員として、取締役の指名・報酬に関する審議において、客観的で公正・中立な立場から関与いただく予定です。

なお、藤本圭子氏は、これまで社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断したものであります。

(注) 藤本圭子氏は、社外取締役候補者であり、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ることとしております。

ご参考 選任後の取締役会構成

第3号議案および第4号議案が原案どおり承認可決された場合、取締役会の構成は次のとおりとなる予定であります。

| 氏名 | 性別 | 当社における地位 | 取締役に求める専門性および経験 | | | | | | | | |
|----------------------------|----|------------------|-----------------|-------|--------------|------------|-------|-------|-------------|------------|---|
| | | | 企業経営・経営戦略 | 財務・会計 | 法務・リスクマネジメント | 営業・マーケティング | 技術・研究 | ガバナンス | グループ経営・海外事業 | 環境・社会・地域貢献 | |
| あし たに しげる 芦 谷 茂 | 男性 | 代表取締役会長 | ● | | | | | | ● | ● | ● |
| なか がわ けん ごう 中 川 賢 剛 | 男性 | 代表取締役 社長執行役員 | ● | | | ● | ● | | | | ● |
| たか ば とし お 高 場 敏 雄 | 男性 | 代表取締役 副社長執行役員 | | ● | ● | | | | ● | | ● |
| きた の たつ お 北 野 立 夫 | 男性 | 代表取締役 副社長執行役員 | | | | | ● | | | | ● |
| ふな き とおる 船 木 徹 | 男性 | 代表取締役 副社長執行役員 | ● | ● | | | | | | ● | |
| みな もと きょう すけ 皆 本 恭 介 | 男性 | 取締役 常務執行役員 | | | ● | | | | ● | | ● |
| そと ばやし ひろ こ 外 林 浩 子 | 女性 | 取締役 常務執行役員 | ● | | | | | | | ● | |
| ふる せ まこと 古 瀬 誠 | 男性 | 社外取締役 | ● | ● | | ● | | | ● | | |
| しょう ぶ だ きよ たか 菫 蒲 田 清 孝 | 男性 | 社外取締役 | ● | | | ● | | | ● | ● | |
| まえ だ こう いち 前 田 耕 一 | 男性 | 取締役 監査等委員(常勤) | ● | ● | | | ● | | | ● | |
| お たに のり こ 小 谷 典 子 | 女性 | 社外取締役 監査等委員 | | | | | | | ● | | ● |
| く が えい いち 久 我 英 一 | 男性 | 社外取締役 監査等委員 | | | ● | | | | ● | ● | |
| ふじ もと けい こ 藤 本 圭 子 | 女性 | 社外取締役 監査等委員 | | | ● | | | | ● | | |

(注) 上記一覧表では、各人の有する専門性および経験のうち主要なものを最大4つまで印を付しております。
なお、取締役の有する全ての知見や経験を表すものではありません。

社外取締役でない取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬制度導入の件

1. 提案の理由および本議案を相当とする理由

本議案は、当社の社外取締役でない取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、断りがない限り、本議案において同じ。）に対する新たな業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT〔=Board Benefit Trust〕）」（以下「本制度」という。）を導入することについて、ご承認をお願いするものであります。

本議案は、取締役の報酬と当社の業績および株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株主のみならずと企業価値を共有するとともに、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としており、当社の「取締役の報酬決定に関する方針・手続」（後掲）とも合致していることから、本議案の内容は相当であるものと考えております。

なお、本制度の導入については、社外取締役が構成員の過半数を占める報酬委員会への諮問を経ております。

本議案は、2016年6月28日開催の第92回定時株主総会においてご承認をいただきました取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額（月額4,500万円以内。ただし、使用人分給与は含まない。）とは別枠として、本制度に基づく報酬を当社の取締役に對して支給するため、報酬等の額の具体的な算定方法および具体的な内容についてのご承認をお願いするものです。

本制度の詳細につきましては、下記2.の枠内で、取締役会にご一任いただきたいと存じます。

第3号議案が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は7名となります。

なお、役付執行役員（取締役を兼務する者を除く。）についても本制度の対象とする予定です。

また、監査等委員会から、本議案については、監査等委員3名を含む5名の社外取締役が構成員の過半数を占める報酬委員会（委員長：社外取締役）での審議を経て、取締役会において適切に決定されており、特段の指摘事項はないとの意見を得ております。

2. 本制度に係る報酬等の額の具体的な算定方法および具体的な内容

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」という。）を通じて取得され、取締役に對して、当社が定める「役員株式給付規程」に基づき、当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」という。）が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。

なお、取締役が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時となります。

(2) 信託金額

本議案をご承認いただくことを条件として、当社は、2025年3月末日で終了する事業年度から2026年3月末日で終了する事業年度までの2事業年度（以下、当該2事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間の経過後に開始する取締役会において別途定める各期間を「次期以降対象期間」という。また、当初対象期間と次期以降対象期間をあわせて「対象期間」という。）およびその後の各次期以降対象期間を対象として本制度を導入し、取締役に對する当社株式等の給付を行うため、本信託による当社株式の取得の原資として、以下の金銭を本信託に拠出します。この対象期間は、当社の経営計画で数値目標を設定した期間（以下「経営計画期間」という。）と連動させることとし、今後、経営計画期間を変更した場合、当該期間の事業年度数に応じて対象期間の事業年度数も変更します（ただし、下記のとおり、当初対象期間については、当該期間の変更にかかわらず、上記の2事業年度から変更しないものとします）。

まず、当社は、本信託設定（2024年8月〔予定〕）時に、当初対象期間に対応する必要資金として見込まれる相当額の金銭を抛出し、本信託を設定します。本制度に基づき取締役に対して付与するポイントの上限数は、下記(4)のとおり、1事業年度あたりに換算すると143,000ポイントであるため、本信託設定時には、直前の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を考慮して、286,000株を上限として取得するために必要と合理的に見込まれる資金を本信託に抛出します（なお、ご参考として、2024年4月26日の終値1,040円を適用した場合、上記の必要資金は、約297百万円となります）。

また、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は、原則として次期以降対象期間ごとに、本制度に基づく取締役への給付を行うために必要な株式数を合理的に見込み、本信託が先行して取得するために必要と認める資金を、本信託に追加抛出することとします。ただし、かかる追加抛出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式（直前までの各対象期間に関して取締役に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役に対する給付が未了であるものを除く。）および金銭（以下「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等は以降の対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、残存株式等を勘案したうえで、追加抛出額を算出するものとします。

なお、当初対象期間のみ2事業年度の期間としておりますのは、現グループ経営ビジョン（エネルギーアジェンダ2030）で中間チェックポイントを設定した期間（2026年3月末日で終了する事業年度まで）の残存期間（2事業年度）と合致させることが相当と判断したためであります。

（注）当社が実際に本信託に抛出する金銭は、上記の株式取得資金のほか、信託報酬等の必要費用の見込額をあわせた金額となります。

(3) 本信託による当社株式の取得方法および取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記(2)により抛出された資金を原資として、取引所市場を通じてまたは当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとし、新株発行は行いません。

なお、取締役に付与されるポイント数の上限は、下記(4)のとおり、1事業年度あたりに換算すると143,000ポイントであるため、当初対象期間について本信託が取得する当社株式数の上限は286,000株となり、次期以降対象期間について本信託が取得する当社株式数の上限は、1事業年度あたりに換算したポイント数の上限（143,000ポイント）に、当該対象期間に係る事業年度数（経営計画期間に係る事業年度数と一致）を乗じた数となります。

(4) 取締役に給付される当社株式等の数の上限

取締役に、各事業年度に関して、「役員株式給付規程」に基づき役職に応じて定まるポイント（以下「役位ポイント」という。）が付与されます。また、取締役に、各対象期間に関して、「役員株式給付規程」に基づき業績達成度等に応じて変動する数のポイント（以下「業績連動ポイント」という。）が付与されます。取締役に付与されるポイント数は、役位ポイントについては1事業年度当たり48,000ポイントを、業績連動ポイントについては95,000ポイントに当該対象期間に係る事業年度数（経営計画期間に係る事業年度数と一致）を乗じた数をそれぞれ上限とします。したがって、取締役に付与されるポイント数の上限を1事業年度あたりに換算しますと、合計143,000ポイントとなります。これは、現行の役員報酬の支給水準、取締役の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、取締役に付与されるポイントは、下記(5)の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます（ただし、本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当または株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限および付与済みのポイント数または換算比率について合理的な調整を行います）。

取締役に付与される1事業年度あたりに換算したポイント数の上限に相当する株式に係る議決権数1,430個の発行済株式総数に係る議決権数3,579,229個（2024年3月31日現在）に対する割合は約0.04%です。

下記 (5) の当社株式等の給付にあたり基準となる取締役のポイント数は、原則として、退任時までに当該取締役が付与されたポイント数とします (以下、このようにして算出されたポイントを「確定ポイント数」という)。

(5) 当社株式等の給付および報酬等の額の具体的な算定方法

取締役が退任し、「役員株式給付規程」に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記 (4) に記載のところにしたがって定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けます。ただし、「役員株式給付規程」に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます (なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります)。

なお、ポイントの付与を受けた取締役であっても、株主総会において解任が決議された場合、在任中に一定の非違行為があったことに起因して退任した場合、または在任中に当社に損害が及ぶような不適切行為等があった場合は、給付を受ける権利を取得できないこととします。

取締役が受ける報酬等の額は、ポイント付与時において、取締役に付与されるポイント数の合計に本信託の有する当社株式の1株当たりの帳簿価額を乗じた金額 (ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当または株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて合理的な調整を行います。) を基礎とします。また、「役員株式給付規程」に基づき例外的に金銭が給付される場合において相当と認められるときは、当該金額を加算した額とします。

(6) 議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

(7) 配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、「役員株式給付規程」に基づき、その時点で在任する取締役に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることとなります。

(8) 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、「役員株式給付規程」の廃止等の事由が発生した場合に終了します。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、すべて当社が無償で取得したうえで、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記 (7) により取締役に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

本議案が原案どおり承認可決された場合、事業報告「2. 当社の役員に関する事項（4）取締役の報酬等」に記載の「取締役の報酬決定に関する方針・手続」を次のとおり変更する予定であります。

1. 方針

取締役の報酬は、以下の方針により決定する。

(1) 基本方針

- ・ 当社の経営環境や上場企業一般および当社と類似する業種・業態に属する企業の水準等を勘案した適切な水準とする。
- ・ 株主からの負託に応え持続的な成長を可能とするべく、短期的な業績に加え、中長期的な業績も考慮する。
- ・ 取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、月額報酬（基本報酬）、業績連動賞与（短期業績連動報酬）および業績連動型株式報酬（中長期業績連動報酬）により構成し、その支給割合については、「月額報酬：業績連動賞与：業績連動型株式報酬＝7：1：2」を目安に設定する。
- ・ 社外取締役および監査等委員である取締役の報酬は、その職責に鑑み、月額報酬（基本報酬）のみとする。

(2) 月額報酬（基本報酬）

- ・ 月額報酬は、金銭で支給する。
- ・ 月額報酬は、当社の経営環境を踏まえるとともに、各人の役職に応じた水準とする。
- ・ 取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）の月額報酬は、前事業年度の個人業績評価を反映する。

(3) 業績連動賞与（短期業績連動報酬）

- ・ 業績連動賞与は、取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）に、各事業年度終了後、翌事業年度中の一定の時期に金銭で支給する。
- ・ 業績連動賞与における業績指標は、会社業績に対する責任の明確化と業績向上へのインセンティブ付与のため、連結経常利益を主たる指標とし、これに、従業員エンゲージメントやCO₂排出量の削減状況等のESGに関する取り組み結果を反映し、各事業年度の業績連動賞与総支給額を決定する。
- ・ 業績連動賞与総支給額は、各人の役職および前事業年度の個人業績評価に応じて配分する。

(4) 業績連動型株式報酬（中長期業績連動報酬）

- ・ 業績連動型株式報酬は、取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）に、役員株式給付規程に基づいて算出されたポイントを付与し、退任時にポイントの累積値に応じた当社普通株式および当該株式の一部を時価換算した金銭で支給する。
- ・ 中長期的な業績向上と企業価値の増大へのインセンティブ付与のため、ポイントは各人の役職に応じて事業年度ごとに付与する役位ポイントおよび経営計画に掲げる連結経常利益目標の達成度合いに応じて取締役会において定める経営計画期間終了後に一括付与する業績連動ポイントにより構成する。

(5) 個人別報酬額の決定

- ・ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の月額報酬および業績連動賞与の個人別報酬額の決定は、取締役会決議に基づき会長に委任する。取締役会は、当該決定権限が会長によって適切に行使されるよう、取締役の報酬水準等について、構成員の過半数が社外取締役である報酬委員会に諮問することとし、上記の委任を受けた会長は、報酬委員会の議事の結果を尊重し決定しなければならないこととする。

2. 手続

- ・ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬に関する事項は、報酬委員会に諮問したうえで取締役会において決定する。
- ・ 監査等委員である取締役の報酬に関する事項は、監査等委員会において監査等委員である取締役の協議により決定する。

<株主提案（第6号議案から第10号議案まで）>

第6号議案から第10号議案までは、株主（69名）からのご提案によるものであります。
なお、提案株主の議決権の数は、1,071個であります。

第6号議案 定款一部変更の件（1）

原子力発電の稼働条件の策定

▼提案の内容

定款に第8章として、「原子力発電の稼働条件の策定」を追加する。

第8章 原子力発電の稼働条件の策定

第42条 原子力発電は、次の条件に適合しなければ再稼働を行わない。

- （1）原子力発電所の周囲およそ150kmの範囲において、2024年能登半島地震をはじめとする既知の地震活動によって得られた新たな知見に基づき、活断層の徹底した調査を行い、確認されている断層とその周囲の断層との連動の有無について再確認をする。
- （2）（1）の調査と評価結果に基づき、改めて、安全側に立った一層厳しい基準地震動を策定する。
- （3）（2）で策定した基準地震動に対しても、原子炉等の各機器が耐えられるよう、また放射性物質を環境中に放出させることがないように耐震補強等の対策を行う。

▼提案の理由

能登半島を襲った地震は、長さ150kmに亘って複数の活断層が連動しましたが、北陸電力は、その距離を96kmに亘って動くとの評価しかできず、地震を正しく評価することができていませんでした。また、内陸におよそ20km離れた断層が連動したことも確認されています。

これらが示しているのは、地震学自体が未熟であり、今後も「わかっていないこと」が表出する可能性があると考えられることです。このような新たな知見に対して、従来、用いられてきた断層の連動評価における判断基準自体が信頼を喪失している状態であると、真摯に受け止める必要があります。

会社の社会的信頼を喪失しないためには、原子力発電の再稼働に関し、その燃料に放射性物質を扱う限り、安全確保について徹底して追求すべきです。

従って、地震災害から得られた新たな知見に従った断層調査や連動評価の見直しによる確かな安全確保ができなければ、再稼働を行うことはできません。

取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

島根2号機については、耐震安全性確保のため、原子力規制委員会が定めた新規制基準に基づき、最新の知見や技術動向等も踏まえ、発電所の敷地およびその周辺において活断層の詳細な調査・評価を行ったうえで、当該評価に不確かさが伴うことも考慮して保守的に基準地震動を策定するとともに、基準地震動に対して十分余裕のある耐震設計を行っております。

こうした基準地震動の策定内容を含め、島根2号機については原子力規制委員会により新規制基準への適合性が確認され、2021年9月、同委員会から原子炉設置変更許可を受領しました。現在、本年12月の再稼働に向けて、安全確保を大前提に安全対策工事を進めているところです。

なお、今後、「令和6年能登半島地震」の発生を踏まえ、島根原子力発電所の設備に反映すべき新たな知見が得られた場合には、当該知見を踏まえた検討・評価を行ったうえで適切に対応し、更なる安全性を不断に追求してまいります。

したがって、ご提案のような事項を定款に規定する必要はないと考えます。

第7号議案 定款一部変更の件（2）

使用済み核燃料の再処理を行わない

▼提案の内容

定款に第9章として、「使用済み核燃料の再処理を行わない」を追加する。

第9章 使用済み核燃料の再処理を行わない

第43条 原子力発電の運転はしないで、使用済み核燃料の再処理は行わず廃炉にする。

2 乾式中間貯蔵施設は造らない。

3 再処理工場は必要なく、日本原燃株式会社への負担金は支払わない。

4 使用済み核燃料は原子力発電所内で、放射線を低減し事故が起こらないように安全に保管し続ける。

▼提案の理由

国の原子力政策では、使用済み核燃料を再処理し、核分裂をするプルトニウムを取り出して、高速増殖炉で使用し、さらに再処理するという核燃料サイクルを進めています。

しかし、高速増殖炉「もんじゅ」は事故を起こし、廃炉が決まりました。再処理工場も「しゅん工」することができず、核燃料サイクルは破綻の状態です。

使用済み核燃料の行方がないままです。よって、今後再処理を利用することはしないことにし、原発から発生してくる使用済み核燃料を、発生責任のある当社としては、新たに作り出さないことにします。

そして、放射性廃棄物の処理・処分も他の事業者任せではなく、処理・処分が困難な状態では、核燃料サイクルの一連の事業から撤退して、原発のない事業に転換していきます。

使用済み核燃料や放射線を扱って出てくる廃棄物は極力少なくし、放射能を含むものは、環境や生活の場から離れた所に置いて、厳重な管理をしていくことにします。

取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

国の第6次エネルギー基本計画において、資源の有効利用、高レベル放射性廃棄物の減容化・有害度低減等の観点から、使用済燃料を再処理し、回収されるウラン、プルトニウムを有効活用する核燃料サイクルを推進することが基本の方針として示されており、当社としても、再処理等の実施主体である使用済燃料再処理・廃炉推進機構に対し応分の拠出金を負担するとともに、国の方針に基づき、原子燃料サイクルの推進に取り組んでまいります。

また、同機構から委託を受けている日本原燃株式会社が建設している使用済燃料の再処理工場は、現在、安全機能や機器整備の性能の審査を受けているものと承知しており、稼働に向けてのプロセスが着実に進行しております。

島根原子力発電所で発生する使用済燃料については、島根2号機の再稼働後も発電所内の燃料プールを活用しながら計画的に再処理施設へ搬出することで、当面の貯蔵は問題ないものの、島根原子力発電所の安定稼働に向け、使用済燃料対策に万全を期すため、再処理施設への搬出までの一時的保管施設として、上関町の当社所有地内への中間貯蔵施設の設置に係る調査・検討を進めております。

したがって、ご提案のような事項を定款に規定する必要はないと考えます。

第8号議案 定款一部変更の件（3）

原子力災害を起こした場合の損害賠償に備え、少なくとも24兆円の賠償金額の保険に加入すること

▼提案の内容

定款に第10章として、「原子力災害を起こした場合の損害賠償に備え、少なくとも24兆円の賠償金額の保険に加入すること」を追加する。

第10章 原子力災害を起こした場合の損害賠償に備え、
少なくとも24兆円の賠償金額の保険に加入すること

▼提案の理由

車を無保険で運転することはできません。

私たちは人身事故を起こすと、数千万の賠償金を支払わなければならないことを覚悟しています。それに備え、強制保険だけでなく任意保険に加入した上で車を運転します。

電力会社は、「原子力損害の賠償に関する法律」に基づく保険には加入はしていますが、賠償される金額は1,200億円に過ぎません。

福島原発事故の例で明らかのように、一旦事故を起こしたら24兆円ぐらいの損害賠償を覚悟しなければなりません。その備えなしに原子力発電所を運転することは、企業としての社会的責任を果たしているとはいえません。

多重の安全対策を施しているから福島原発のような事故を起こす可能性は限りなくゼロに近いと確信しているのならば、保険会社を説得し、保険料を限りなく少なくする企業努力をすべきです。

原発は賠償金額に上限を定めて、運転すべきではありません。

取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

原子力損害の賠償については、「原子力損害の賠償に関する法律」により、原子力事業者には、原子力損害賠償責任保険への加入などの損害賠償措置を講じることが義務づけられており、また、同法における賠償措置額（1,200億円）を超える損害が発生した場合への備えとして、「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」に基づき、同機構に対し負担金を拠出しております。

万が一、島根原子力発電所の運転・保守を原因として、原子力損害が発生した場合には、必要に応じて同機構から資金援助を受け、賠償に適切に対応してまいります。もとより当社は、島根原子力発電所について、「安全性向上への取り組みに終わりはない」との考えのもと、原子力規制委員会が定めた新規基準を満たすだけでなく、更なる安全性を不断に追求してまいります。

したがって、ご提案のような事項を定款に規定する必要はないと考えます。

第9号議案 定款一部変更の件（4）

女性取締役比率を30%以上とする

▼提案の内容

定款第4章 取締役および取締役会（選任）第21条に4項として、「女性取締役比率を30%以上とする」を追加する。

第4章 取締役および取締役会

（選任）

第21条

4 女性取締役比率を30%以上とする。

▼提案の理由

昨今の当社の状況は、経営理念である「信頼。創造。成長。」が揺らいでいる等、ステークホルダーの皆さんの思いを叶えることができる会社とは言えません。

企業統治指針でも取締役会の多様化を求めており、ガバナンスを順守する観点からも女性の役員選任は必須です。

当社の役員を見ても男性ばかりが要職を占めており、意思決定に多様性を欠き、激変する経営環境に対応できないのではないかと懸念しています。女性役員の登用は、政府による要請ではなく、企業の持続可能性を高め、将来の成長につながる人事的課題と受け止める必要があります。

しかし、株主総会の招集通知を見ても、株主に対し、経営陣の多様性に関する発信は見受けられません。

女性役員の登用を外部人材の活用によっているが、経営の本流を担う社内役員は会社にとって非常に重要な存在であり、社内役員に女性が登用されてこそ、多様な観点や経験、感性が会社の意思決定に活かされるという側面があるといえます。

取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

取締役会の規模・構成については、当社のその時々々の経営環境、事業の状況等を踏まえ、取締役会における審議の活性化や実効性の高い監督機能の確保、また各人の人物、能力、識見および業績等のバランスを総合的に勘案し、決定することとしており、今後もこの考え方のもとで女性取締役の登用拡大も含めて、適切な取締役候補者を選定してまいります。

したがって、ご提案のような事項を定款に規定する必要はないと考えます。

第10号議案 取締役6名の解任の件

指名委員会の構成員である取締役6名の解任

▼提案の内容

役員の選任・解任に関する事項等に係る決定プロセスの客観性・透明性の向上を図るために取締役会の諮問機関としている、指名委員会の構成員である下記取締役6名の解任をする。

- 1、古瀬 誠 (社外取締役)
- 2、野曾原悦子 (社外取締役)
- 3、小谷典子 (社外取締役)
- 4、久我英一 (社外取締役)
- 5、芦谷 茂 (代表取締役会長)
- 6、中川賢剛 (代表取締役社長執行役員)

▼提案の理由

今回のカルテル事件や顧客情報の不正閲覧などは、コーポレートガバナンス（企業統治）能力の欠如による不祥事が絶えない中国電力の信頼を、大きく失墜させています。

社内においても、「経営層に対する不信任」という話も多く出ているようです。

カルテルを締結した責任者は、昨年6月の株主総会で引責辞任した前社長らとされており、中国電力からも損害賠償を求めて提訴がされています。

本事件では公正取引委員会による立ち入り検査も行われ、事件の詳細と役員らの関与は、取締役会の諮問機関でもある指名委員なら当然承知していることです。

特に大きな責任を有する経営者が、いかにして適格に選任されるのかといった事が、健全なガバナンス構築の根幹をなすものです。

今回のような重大な違反行為をするような経営者を選任した、不適格な指名委員会にこそ、不正を誘発する最大の要因があるといえます。よって指名委員である社外取締役ら、6名の解任を求めます。

取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社の指名委員会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）および代表取締役の候補者選定や解任等を主な審議事項としており、第9号議案に対する取締役会の意見に記載の取締役会の規模・構成に係る考え方を踏まえ、社外取締役は主に客観的で公正・中立の立場から、社内取締役は主に当社の人材や事業に精通する者の立場から、それぞれ必要な発言を行うなど、その審議の実効性は確保されており、有効に機能しております。

また、取締役6名は適切な監督、的確な業務執行を行うなど、取締役として忠実にその職務を遂行しております。

したがって、取締役6名はいずれも解任を求められる事由はありません。

以 上

1. 中国電力グループの現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

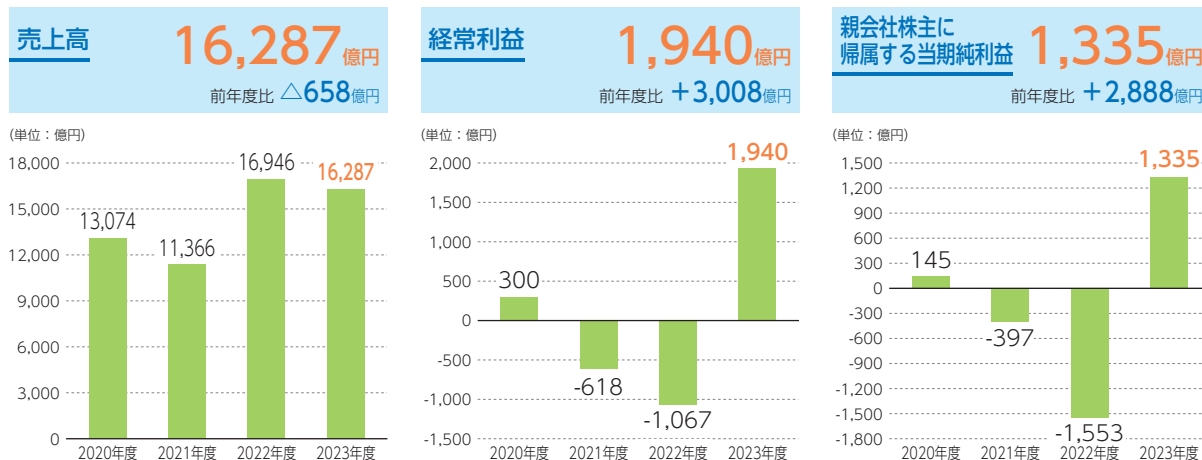
2023年度におけるわが国の経済情勢をみますと、コロナ禍の行動制限や供給制約が緩和される中で社会経済活動が正常化し、景気は緩やかに持ち直したものの、物価上昇の影響等により、年度末にかけて個人消費の回復に足踏みがみられました。当中国地方においても、ほぼ全国と同様の状況で推移しました。

このような中で、当年度の連結収支につきましては、売上高（営業収益）は、電気料金の見直しを行ったものの、総販売電力量の減少や燃料価格の低下に伴う燃料費調整額の減少などから、1兆6,287億円と前年度に比べ658億円の減収となりました。

営業利益は、燃料価格の低下に伴う燃料費調整制度の期ずれ影響の改善などから、2,067億円と前年度に比べ2,756億円の増益となりました。

支払利息などの営業外損益を加えた経常利益は1,940億円と前年度に比べ3,008億円の増益となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益は、湯水準備金を取り崩し、特別損益を計上して、法人税などを控除した結果、1,335億円となり、前年度に比べ2,888億円の増益となりました。



(注) 2021年度以降の売上高、経常利益および親会社株主に帰属する当期純利益については、「収益認識に関する会計基準」等の適用および同会計基準を踏まえて改正された「電気事業会計規則」の適用により、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

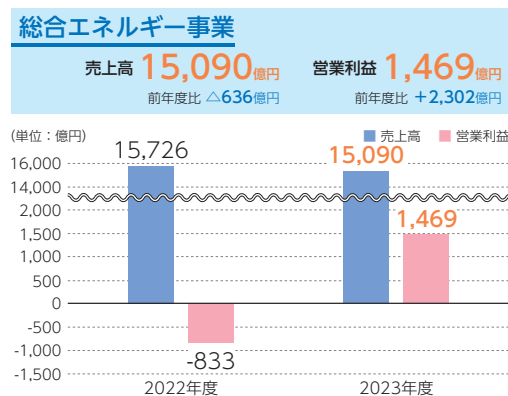
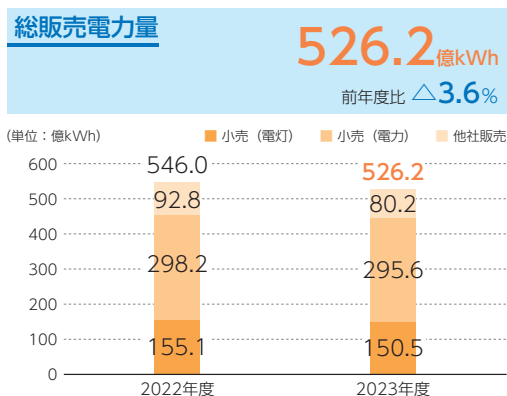
事業別の業績につきましては、次のとおりとなりました。

[総合エネルギー事業]

当年度の総販売電力量は、前年度に比べ3.6%減の526.2億kWhとなりました。この内訳をみますと、小売販売電力量（電灯）は、前年度に比べ3.0%減の150.5億kWh、小売販売電力量（電力）は、前年度に比べ0.9%減の295.6億kWh、他社販売電力量は、前年度に比べ13.6%減の80.2億kWhとなりました。

売上高（営業収益）は、電気料金の見直しを行ったものの、総販売電力量の減少や燃料価格の低下に伴う燃料費調整額の減少などから、1兆5,090億円と前年度に比べ636億円の減収となりました。

営業利益は、燃料価格の低下に伴う燃料費調整制度の期ずれ影響の改善などから、1,469億円と前年度に比べ2,302億円の増益となりました。



(注) 総販売電力量は、中国電力の総販売電力量（インバランス・調整電源等に係る他社販売電力量等を含みません。）を記載しております。

[送配電事業]

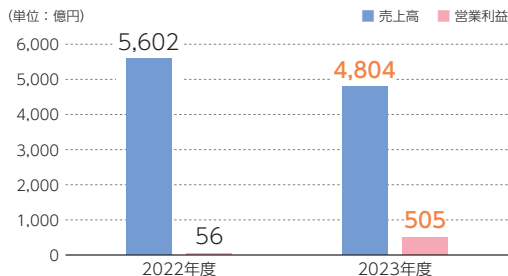
売上高（営業収益）は、料金改定による基準接続託送収益の増加はあったものの、再生可能エネルギーの市場販売価格やインバランス単価の低下に伴う他社販売電力料の減少などから、4,804億円と前年度に比べ797億円の減収となりました。

営業利益は、基準接続託送収益の増加に加え、需給調整に係る費用の減少などから、505億円と前年度に比べ449億円の増益となりました。

送配電事業

売上高 **4,804**億円
前年度比 Δ 797億円

営業利益 **505**億円
前年度比 +449億円



[情報通信事業]

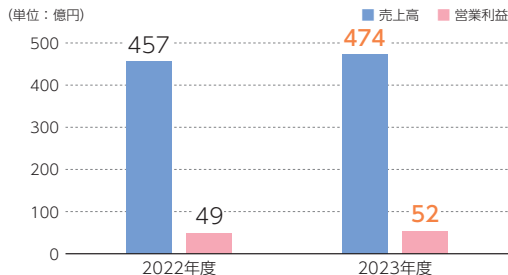
売上高（営業収益）は、電気通信関係事業収入が増加したことなどから、474億円と前年度に比べ17億円の増収となりました。

営業利益は52億円となり、前年度に比べ2億円の増益となりました。

情報通信事業

売上高 **474**億円
前年度比 +17億円

営業利益 **52**億円
前年度比 +2億円



(2) 対処すべき課題

当社グループは、一連の不適切事案により、株主のみなさま、お客さまをはじめとするステークホルダーのみなさまからの信頼を損なったことを大変重く受け止め、「同様の事象を二度と発生させない」という決意のもと、信頼回復に向けた取り組みを進めているところです。

当年度の連結経常利益は過去最大の黒字となりましたが、これは燃料費調整制度の期ずれ差益などの一過性の要因によるところが大きく、また、ここ数年で大きく毀損した財務基盤の回復は未だ道半ばにあると認識しております。

当社グループは、引き続き厳しい状況にあります。経営理念である「信頼。創造。成長。」の実現に向けて、足元の最重要課題として「信頼回復」と「収益・財務基盤の回復」を掲げ、思考様式・行動様式や電気事業のビジネスモデルの「変革」に取り組むとともに、サステナビリティ経営を推進し、企業価値の向上と持続的成長を図るべく、以下の諸課題に取り組んでまいります。

◎信頼回復に向けた取り組み

当社グループは、一連の不適切事案の発生を踏まえ、社外取締役による経営の監督強化、三線管理の強化などにより、「経営の監督」と「業務の執行」の両面から再発防止に努めております。体制面では、「不適切事案再発防止対応本部」が再発防止策の策定等を担い、社外有識者を過半とする「内部統制強化委員会」において再発防止策を含む内部統制の実施内容等について評価・助言を受ける体制とすることで、内部統制の更なる強化を図っております。

(注) 三線管理=業務執行部門(1線)、管理間接部門(2線)、内部監査部門(3線)のそれぞれにリスクマネジメントの役割を担わせる内部統制の仕組み。

再発防止の徹底に向けては、一連の不適切事案発生の背景にある、企業文化を含む根本原因を分析のうえ、その分析結果を踏まえた対応方針を整理し、この対応方針のもとで、本年4月、「エネルギーグループ企業行動憲章」を見直しました。

また、当社は、経営理念の実現に向けた当社の取り組み姿勢や、地域に対する想いを改めてお伝えするため、新たなブランドメッセージ「一日も。百年も。」を策定しました。



〔ブランドメッセージに込めた想い〕

今日という一日を、支えること。
そして一日一日を、
一日も途切れることなく支えつづけること。
それが中国電力の変わらぬ使命です。
いまを見つめる。はるか未来も見つめる。
そんな「ふたつのまなざし」を何より大切に。
変わらない一日のために、中国電力はもっと変わろう。
世代を越えても、この地を照らしつづけるために。

役員・社員が一丸となって、新たな行動憲章やブランドメッセージのもとで、みなさまからの信頼回復に努めてまいります。

◎グループ経営ビジョン「エネルギーチェンジ2030」の実現に向けた取り組み

当社グループは、収益・財務基盤の回復に向けて、競争力のある大型電源の稼働・安定運転、内外無差別の徹底を前提とした電気事業収益の最大化、経営効率化などに取り組み、各事業の稼働力と生産性の向上を図るとともに、カーボンニュートラル実現に向けた施策、多様な人材の活躍推進などにより持続的な成長を図り、グループ経営ビジョン「エネルギーチェンジ2030」（以下「ビジョン」という。）の実現に向けて取り組んでまいります。

（注）内外無差別＝発電から得られる利潤を最大化するという考え方にに基づき、社内外・グループ内外の取引条件を合理的に判断し、内外無差別に電力卸売を行うこと。

【総合エネルギー事業における取り組み】

【安全確保を大前提とした原子力発電の活用】

原子力発電は、安定供給、経済性、環境への適合の観点から重要な役割を担うベースロード電源であり、また、確立した脱炭素技術としても、一定の比率を維持していく必要があると考えております。

島根原子力発電所においては、地震・津波対策などの設備面の安全対策の着実な実施のほか、原子力災害発生時に備えた訓練等の継続的な実施や関係自治体との連携強化など、原子力防災対策にも積極的に取り組み、更なる安全性を不断に追求してまいります。

島根2号機については、昨年8月、工事計画に係る認可を原子力規制委員会から受領し、同年9月に使用前確認申請書を提出した後、安全対策工事について長期化する見通しとなったため、本年4月、再稼働および営業運転再開の予定時期をそれぞれ本年12月、2025年1月に変更しました。

引き続き、島根2号機・3号機の早期の再稼働・運転開始に向けて、新規制基準への適合性審査に適切に対応していくとともに、地域のみならずご理解を得られるよう、丁寧に説明を行ってまいります。

加えて、上関地点においては、将来にわたる重要な電源として、上関原子力発電所の開発に取り組むとともに、島根原子力発電所の安定稼働に資する使用済燃料対策の一環として、使用済燃料中間貯蔵施設の設置に係る調査・検討を進めてまいります。



原子力総合防災訓練の様子

【電気事業の収益拡大に向けたプロジェクト組織の設置】

当社は、本年4月、内外無差別な卸取引に対応しつつ、電気事業の収益を拡大していくため、これらの分野に特化した、社長直属のプロジェクト（「収益力強化プロジェクト」・「需給最適化プロジェクト」）を期間限定で設置しました。

各プロジェクトにおいては、電力の小売・卸市場の急速な変化にスピード感をもって対応し、お客さまニーズ等の分析やお客さまから選ばれるためのメニューの設定、また、その実現に必要な電源・燃料調達の最適化や価格変動リスクへの対応等に向けた施策の策定などを検討してまいります。

【送配電事業における取り組み】

【設備保全の高度化・合理化とレジリエンス強化】

電気を安定的に低コストでお客さまにお届けするため、最新のデジタルトランスフォーメーション（DX）技術を積極的に活用し、設備保全の高度化・合理化に取り組んでまいります。

また、自然災害の多頻度化・激甚化を踏まえ、設備のレジリエンス（災害に対する強靱性および回復能力）強化を図るとともに、迅速かつ円滑な災害対応に向けて、引き続き、社外関係機関や自治体等との連携強化に努めてまいります。



海上自衛隊との連携訓練の様子
(エアクッション艇への高圧発電機車の搭載・搬送訓練)

【情報通信事業・成長事業における取り組み】

【ICT（情報通信技術）による付加価値創出】

高品質・高信頼度の通信網の構築に加え、データセンター、クラウド、情報セキュリティやDXソリューションなどの豊富なサービスにより、お客さまの業務品質の向上や競争力強化を支援し、地域課題の解決や新たな付加価値の創出に取り組んでまいります。

【海外事業の領域拡大】

海外事業を利益の一角を担う事業にしていくため、これまで培ってきた電気事業の知見を活用し、海外事業への出資参画を進め、収益力の強化に取り組んでおります。

引き続き、再生可能エネルギーを中心に海外発電事業の発掘・獲得を進めるとともに、ネットワーク・小売事業や電力周辺事業に加え、脱炭素燃料関連事業・蓄電池活用などの新たなエネルギービジネスにも積極的に取り組み、事業領域を拡大してまいります。

【再生可能エネルギーの導入拡大】

再生可能エネルギーを地球環境問題への対応だけでなく成長領域の一つと位置づけ、ビジョンで掲げる新規導入量目標（2030年度：30～70万kW）の達成に向けて、積極的に取り組んでおり、2023年度までの新規導入量は約32万kWとなりました。引き続き、最大限の導入に取り組んでまいります。

また、その導入が進むにつれ、調整力の重要性も増すことから、「再生可能エネルギーの導入拡大」と「調整力確保」を両輪として進めてまいります。

【ベンチャー企業との協創】

エネルギー創造ラボでは、カーボンニュートラル、DX、スマート社会をテーマに、ベンチャー企業への投資を進めるとともに、ベンチャー企業の先進的な製品・サービスを地域に展開することで、新たな利益の創出と地域の課題解決への貢献を目指してまいります。

なお、本年3月末時点で21件（ファンドを含む。）の投資を行っております。

【持続的な企業価値向上に向けた取り組み】

【「2050年カーボンニュートラル」実現に向けた取り組み】

当社グループは、「2050年カーボンニュートラル」に挑戦し、エネルギーの脱炭素化、お客さま・地域の脱炭素化支援やカーボンニュートラル実現に資する技術の開発を進めていくことで、持続可能な社会の実現と地域の発展に貢献してまいります。

「2050年カーボンニュートラル」の実現に向けては、「中国電力グループカーボンニュートラル戦略基本方針」（詳細は41ページのとおり）のもと、火力発電のトランジションをはじめとする重点施策を定め、取り組みを進めてまいります。

具体的な取り組みとして、柳井発電所2号系列において、最新の高效率GTCC（ガスタービンコンバインドサイクル発電システム）を採用したリプレース（建て替え）を行うとともに、将来の水素混焼の実装に必要な設備の整備等の検討も進めてまいります。また、本年2月から、火力発電所におけるCCS（CO₂回収・貯留技術）の導入に向けて、海外でのCO₂貯留も視野に、国内外の事業者と共同で検討を開始しています。



柳井発電所全景

【多様な人材の活躍推進】

グループ全体の包括的な方針である「多様な人材の活躍推進方針」および「中国電力グループ人権方針」に基づき、共通テーマ（女性管理職の増加・男性育児休職取得の向上・人権啓発活動の実践継続）に沿った目標をグループ各社が設定し、そのすべてを達成することを中期経営計画における経営目標としています。

また、当社においては、多様な働き方の実現に向けて、フレックスタイム勤務制度や在宅勤務制度、配偶者同行休職制度、自己都合退職者の再雇用制度などを導入しており、今後も働き方の選択肢の充実を図ってまいります。

こうした取り組みにより、グループ一体となって多様な人材の活躍を推進してまいります。

【ガバナンス体制の強化】

当社グループは、企業価値の向上と持続的成長の実現には、経営の透明性・公正性の維持・向上、経営環境の変化に対する迅速・果断な意思決定を行うことができる体制の構築が重要であると考え、「コーポレートガバナンスに関する基本方針」を定め、その充実・強化に継続的に取り組んでおります。

具体的な取り組みの一つとして、当社においては、役員報酬について、業績連動型株式報酬制度の導入を含む報酬構成の見直しにより、業績連動報酬の比率を高めるとともに、短期業績連動報酬である賞与にESGに関する項目（従業員エンゲージメントの向上・CO₂排出量の削減・女性管理職比率の向上）の取り組み結果を一部反映することで、持続的な成長に向けたインセンティブとしての機能向上を図ってまいります。

（注）業績連動型株式報酬制度の導入については、本株主総会の第5号議案（社外取締役でない取締役〔監査等委員である取締役を除く。〕に対する業績連動型株式報酬制度導入の件）について原案どおりご承認いただくことを条件としております。

こうした当社グループの取り組みについては、引き続き、統合報告書などを通じた情報開示の充実にも努め、ステークホルダーのみなさまにわかりやすくお伝えしてまいります。

当社グループは、企業価値の向上と持続的成長の実現に向けて取り組むことで、株主のみなさまからのご期待に応えることができるよう努めてまいります。

株主のみなさまにおかれましては、今後とも格別のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

ご参考

- ・ Action Plan 2024-2025 (2024年度 中国電力グループ 経営計画の概要)
<https://www.energia.co.jp/ir/irkeiei/gaiyou.html>
- ・ 中国電力グループ統合報告書2023
<https://www.energia.co.jp/ir/irzaimu/annual.html>
- ・ 不適切事案を踏まえた再発防止の取り組み
<https://www.energia.co.jp/corp/active/preventive/>
- ・ エネルギアグループ企業行動憲章
https://www.energia.co.jp/corp/active/group_kenshou/

中国電力グループ企業理念

キーコンセプト

エネルギー
ENERGIA
—あなたとともに、地球とともに—

経営理念

「信頼。創造。成長。」

お客様の信頼を喜びとします。
エネルギーを通じて豊かな未来を創造します。
地域とともに成長します。

中国電力グループ経営ビジョン

ENERGIA CHANGE 2030

ENERGIAの実現に向けた企業変革
こえる、つながる、ひろげる

ミッション

エネルギーは使命

グループが持つ技術と経験を活かし、安定したエネルギーのお届けと
地球環境問題への貢献を両立します

新たな事業に挑戦

多様化する社会の変化から可能性を見つけ出し、
新たな事業領域の開拓に挑戦します

すべての人が持ち場で輝く

多様な人材の活躍を進め、
魅力ある企業グループを目指します

利益・財務の目標（2030年度）

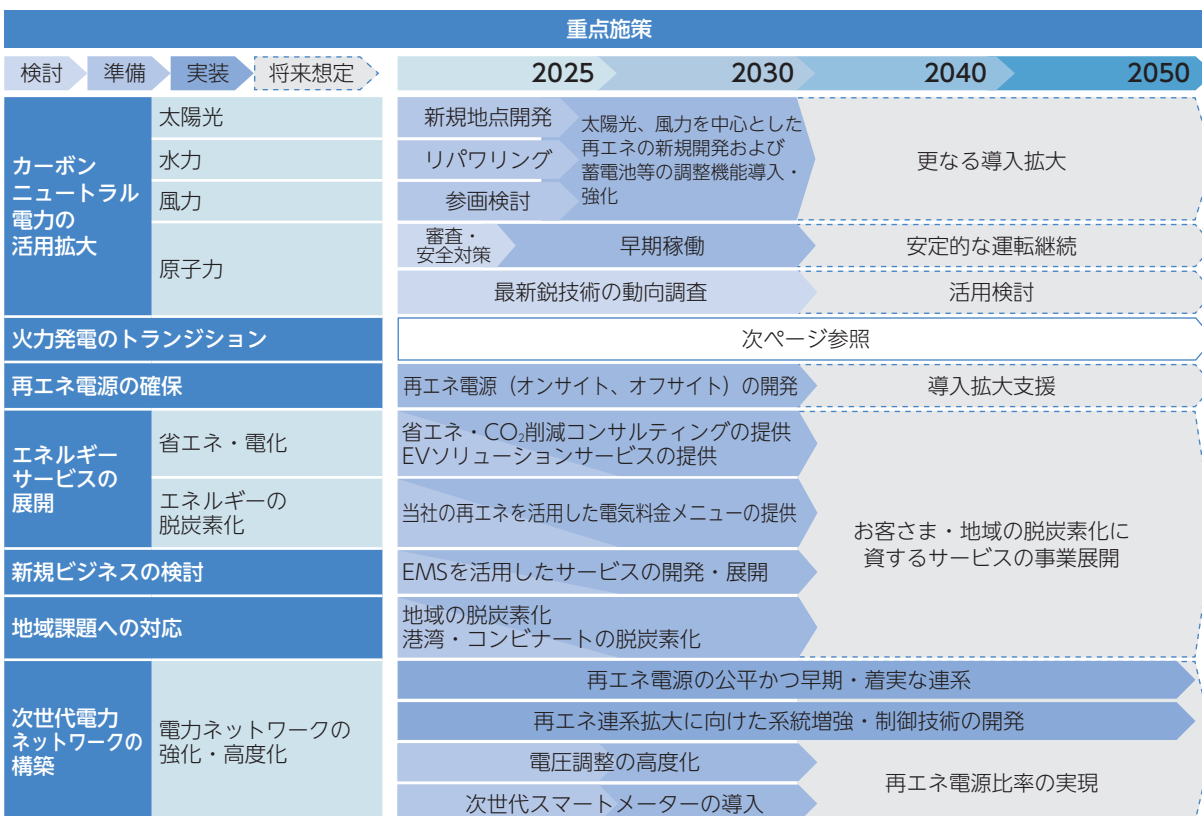
- ◆連結経常利益／600億円以上
- ◆連結自己資本比率／25%

非財務の目標

- ◆再生可能エネルギー新規導入量／
2030年度 30～70万kW
- ◆多様な人材が活躍できる更なる環境づくり

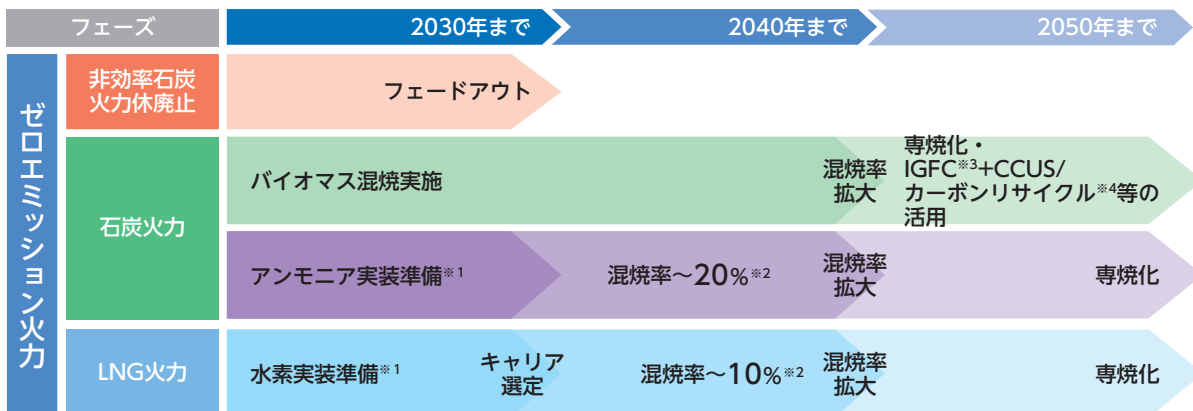
中国電力グループ カーボンニュートラル戦略基本方針

| 方針 | 目標 | | | | | | |
|---|--|---------------------|--|----------------------|--|---------|--------------------------------------|
| <p>「2050年カーボンニュートラル」に挑戦します</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ エネルギーの脱炭素化を進めます。 ◆ カーボンニュートラルへの挑戦を通じて、地域の発展に貢献します。 ◆ カーボンニュートラルに資する技術開発を進めます。 | <p>エネルギーの脱炭素化</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">CO₂排出量</td> <td>小売事業と発電事業ともに、 2030年度 CO₂排出量半減（2013年度比）</td> </tr> <tr> <td>CO₂排出係数</td> <td>「2030年度におけるエネルギー需給の見通し」に基づく 国全体の排出係数実現に向けて挑戦する*</td> </tr> </table> <p><small>※本目標は、ELCS（電気事業低炭素社会協議会）における目標であり、国が掲げる▲46%目標（2013年度比）に向け、需給両面における様々な課題の克服を想定した場合の見通し。この見通しが実現した場合の国全体での排出係数は、0.25kg-CO₂/kWh程度(使用端)</small></p> <p>お客さま・地域の脱炭素化</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">お客さま・地域</td> <td>お客さま・地域の脱炭素化に資するサービスの開発と事業展開</td> </tr> </table> | CO ₂ 排出量 | 小売事業と発電事業ともに、 2030年度 CO₂排出量半減 （2013年度比） | CO ₂ 排出係数 | 「2030年度におけるエネルギー需給の見通し」に基づく 国全体の排出係数実現 に向けて挑戦する* | お客さま・地域 | お客さま・地域の 脱炭素化に資するサービスの開発と事業展開 |
| CO ₂ 排出量 | 小売事業と発電事業ともに、 2030年度 CO₂排出量半減 （2013年度比） | | | | | | |
| CO ₂ 排出係数 | 「2030年度におけるエネルギー需給の見通し」に基づく 国全体の排出係数実現 に向けて挑戦する* | | | | | | |
| お客さま・地域 | お客さま・地域の 脱炭素化に資するサービスの開発と事業展開 | | | | | | |



(注) 現時点において、実用化に向けた技術開発の進展が期待できる上記の施策に重点的に取り組む。今後の技術開発動向等を踏まえ、各重点施策の評価・見直しを適宜行う。

■火力発電のトランジション計画



※1 諸条件が整った段階で、本格運用に向けた対応を進める。

※2 混焼率は熱量ベースで記載。

※3 石炭ガス化燃料電池複合発電。

※4 分離・回収したCO₂を再利用したり、地中等へ貯留する技術。

(注) 現時点において、実用化に向けた技術開発の進展が期待できる上記の施策に重点的に取り組む。今後の技術開発動向等を踏まえ、施策の評価・見直しを適宜行う。

ご参考 TCFD提言に基づく情報開示

(中国電力グループ統合報告書2023
[2023年10月31日発行] より内容抜粋)



当社は、2019年6月に「気候関連財務情報開示タスクフォース (TCFD^{※5})」提言への賛同署名を行い、気候変動に関する情報開示の更なる充実を推進しています。

※5 Task Force on Climate-related Financial Disclosuresの略。自主的で一貫性のある気候関連財務情報開示方法を開発することを目的として、金融安定理事会 (FSB) が設立したタスクフォースであり、提言の中で気候関連のリスク・機会に関する情報開示のフレームワークを示している。

■戦略

将来の不確実性を踏まえつつ、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて戦略的に取り組むため、当社はシナリオ分析を実施しています。

なお、シナリオ分析は、特定の前提を設定することで長期的に考え得る事象と対策を検討するためのものであり、結果の予測を意図したものではありません。

[前提とするシナリオ]

科学的根拠に基づいて気候変動に関するリスク・機会を評価するため、IEA (国際エネルギー機関) 等の公表データを参照し、「1.5℃シナリオ (2050年ネットゼロシナリオ)」と「4℃シナリオ」を設定しました。

[気候変動に関するリスク・機会]

前述のシナリオを前提に、次ページのとおりリスク・機会を認識しています。

：「中国電力グループカーボンニュートラル戦略基本方針」で掲げる重点施策

| 事業環境の変化 (当社事業への主な影響要因) | | 当社グループの リスク・機会 | 時間軸 中期 長期 | 事業への 影響度大 ^{※1} | リスク・機会に対する 当社グループの施策 |
|---------------------------|--|---|--------------|----------------------------|--|
| 1.5°C シナリオ | ▶温室効果ガス排出規制強化（GX推進法、省エネ法、高度化法等） | 移行リスク（政策） ◆規制強化に伴うコスト増 ^① ◆化石電源の競争力・利用率の低下による収益減 ◆お客さまの離脱増による販売電力量減 | ● ● | ● | 【電源の脱炭素化】 ▶カーボンニュートラル電力の活用拡大 再生可能エネルギーの導入拡大 指標と目標A ・水力・太陽光・風力の更なる導入拡大 ・バイオマス発電事業の取り組み 安全確保を大前提とした原子力発電の活用 指標と目標B ・島根2号機・3号機の早期稼働に向けた取り組み ・更なる安全性向上を目指した諸施策の展開 ・上関地点の開発 |
| | ▶非化石電源二エーズの高まり ▶火力発電の高効率化・脱炭素二エーズの高まり ▶脱炭素技術への投資拡大 | 機会（エネルギー源） ◆水力・太陽光・風力の積極的な導入 ◆安全を大前提とした原子力の活用 ^{② ③ ④} ◆原子力の最新鋭技術の検討・活用 ◆高効率石炭火力・バイオマス発電の活用 ◆脱炭素電源の活用（水素・アンモニア発電、IGFC+CCUS/カーボンリサイクル等） | ● ● ● | ● ● ● | ▶火力発電のトランジション 指標と目標C ・非効率石炭火力フェードアウト ・最新鋭の三陽2号機運転、バイオマス混焼拡大 ・大崎フルジェンプロジェクトの推進 ・水素・アンモニア発電の検討、実装準備 |
| | ▶技術進展に伴う再生可能エネルギーの導入加速 | 移行リスク（技術） ◆系統対策費用増 | ● ● | ● | 【海外事業の拡大】 ▶再生可能エネルギー案件に重点を置いた事業拡大 |
| | ▶社会の脱炭素化志向の高まり ▶脱炭素化のための電化推進 ▶お客さまの事業活動における省エネ・脱炭素二エーズの高まり | 移行リスク（技術） ◆技術の急速な転換に伴う既存知財の活用見込み低下、新規知財獲得の不十分による競争力・成長力の低下 移行リスク（評判・市場） ◆脱炭素化の取り組みが不十分と判断された場合、信頼・企業イメージの低下による市場シェア・資金調達への影響 ^⑤ | ● ● ● | ● ● ● | 【次世代電力ネットワークの構築】 ▶国のマスタープランを踏まえた連系線・基幹系統の整備 ▶再生可能エネルギーの主力電源化とレジリエンス強化に資するローカル系統の整備 【知財戦略の推進】 ▶GXなどの分野における知財獲得・活用と知財ポートフォリオの再構築 |
| | | 機会（市場） ◆電化、DR ^{※2} 、太陽光PPA ^{※3} 等の推進 ^⑥ ◆カーボンリサイクル技術の開発（CO ₂ -TriCOM、Gas-to-Lipids） ^{※4} | ● ● ● | ● ● ● | 【ESGファイナンスの活用】 ▶トランジション・リンク・ハイブリッド・ローンによる資金調達 ▶多様なESGファイナンスに対応できるよう、新たなフレームワークを策定 【ステークホルダーとの積極的なコミュニケーション】 ▶取り組み内容の適切な開示、開示内容の充実化 【お客さまの脱炭素化ニーズにお応えするソリューション提案】 指標と目標D ▶再生可能エネルギー電源の確保 ▶エネルギーサービスの展開 ▶新規ビジネスの検討 ▶地域課題への対応 |
| | | 機会（市場） ◆脱炭素化に向けた研究・開発 ▶カーボンリサイクル技術の着実な開発 | ● ● ● | ● ● ● | 【脱炭素化に向けた研究・開発】 ▶カーボンリサイクル技術の着実な開発 |
| 4°C シナリオ | ▶自然災害（豪雨、台風等）の激甚化 ▶降水パターンの変化 | 物理リスク（急性） ◆設備被害に伴う復旧・対応費用増 ^⑦ ◆レジリエンス対策（災害に備えた設備対策、早期復旧のための連携体制の構築）による費用増 ◆出水率の低下（水力発電量の低下） ^⑧ | ● ● ● | ● ● ● | 【レジリエンス強化】 ▶水力設備（ダム等）の安全性確認 ▶変電所、通信局舎等の浸水対策（既設機器の高上げ、建屋の水密化等） ▶移動用変電所の配備数増 |
| | ▶平均気温上昇、海面上昇 | 物理リスク（慢性） ◆事業活動への悪影響 | ● ● ● | ● ● ● | 【水資源の有効利用】 ▶出水率の低下（水力発電量の低下）に対する施策の着実な実施 |

※1 当社の事業への影響度を現時点で評価するとともに、取り組むべき優先度も考慮したうえで抽出。

なお、この影響評価は確定的なものではなく、今後の国の政策やエネルギー情勢等の外部環境変化により変動する。

※2 デマンドレスポンスの略。需要家のエネルギーリソースの保有者もしくは第三者が、そのエネルギーリソースを制御することで、電力需要パターンを変化させること。

※3 Power Purchase Agreement（=電力購入契約）の略。

※4 CO₂固定化技術を利用した土木材料、コンクリートを活用する技術（CO₂-TriCOM）およびCO₂からバイオプロセスにより高付加価値の脂質を生産する技術（Gas-to-Lipids）。

【気候変動関連リスク・機会の主な財務影響】 ●：リスク ●：機会

| | | | |
|---|---|---|--|
| ① 温室効果ガスを削減しなかった場合のコスト増 ^{※5} 1,310億円程度/年 | ② 島根2号機稼働に伴うCO ₂ 削減によるコスト減 ^{※5} 470億円程度/年 | ③ 島根3号機稼働に伴うCO ₂ 削減によるコスト減 ^{※5} 790億円程度/年 | ④ 島根2号機稼働による燃料費低減メリット ^{※6} 740億円程度/年 |
| ⑤ 金利が0.1%変動した場合の支払利息影響 ^{※7} 5億円程度/年 | ⑥ 電化率の伸びにより販売電力量が1%増加した場合の電気料金収入増 ^{※7} 100億円程度/年 | ⑦ 豪雨災害被害額 ^{※8} （2018年7月 豪雨災害影響） 37億円程度 | ⑧ 出水減に伴う原料費への影響 ^{※8} （2022年度実績） 出水率1%あたり 6億円程度 |

※5 排出量は2022年度の実績を基に試算。炭素価格はIEA「World Energy Outlook 2022」のうち、「NZEシナリオ」【先進国（ネットゼロ公約国）】を参照し、140\$/tCO₂と想定して試算。

※6 2023～2025年度平均。他社購入電力料含む。

※7 2022年度実績を基に試算。確定的なものではなく、試算に用いる年度実績により変動する。

※8 将来の財務影響に係る指標として実績額を記載。

■指標と目標

[サプライチェーン温室効果ガス排出量]

| 項目 | 2021年度実績 | 2022年度実績 |
|-------------------------------|-------------------------|-------------------------|
| スコープ1 (事業者自らによる温室効果ガスの直接排出) | 1,850万t-CO ₂ | 1,961万t-CO ₂ |
| スコープ2 (他社から供給された電気の使用に伴う間接排出) | 0.003万t-CO ₂ | 0.004万t-CO ₂ |
| スコープ3 (スコープ2以外の間接排出) | 1,088万t-CO ₂ | 1,300万t-CO ₂ |

[気候関連の目標]

カーボンニュートラルへの挑戦は、経営理念である「信頼。創造。成長。」を体現するものであり、2030年度目標の達成を通過点として、2050年カーボンニュートラルの実現を目指します。

| 指標 | 目標 |
|------------------------|--|
| CO ₂ 排出量の削減 | <p>◆「2050年カーボンニュートラル」への挑戦 ◆小売事業と発電事業ともに、2030年度CO₂排出量半減 (2013年度比) CO₂排出量の推移 (万t-CO₂)</p> <p>■ 小売事業からの排出量 ■ 発電事業からの排出量</p> <p>カーボンニュートラル</p> |
| 供給面 | <p>A 再生可能エネルギーの導入拡大</p> <p>◆2020年度から2030年度までに新規導入量30~70万kW ◆2050年に向けて導入量の最大限拡大 再生可能エネルギー導入量の推移 (累計)</p> |
| | <p>B 安全確保を大前提とした原子力発電の活用</p> <p>◆安全確保を大前提とした早期稼働・安定的な運転継続 原子力によるCO₂排出抑制効果 (累計) *</p> <p>*当社2022年度排出係数実績 (0.545kg-CO₂/kWh) の電源の代替として評価</p> |
| | <p>C 火力発電のトランジション</p> <p>◆2050年までの脱炭素化に向けて、あらゆる選択肢を追求 ◆2030年までに水素・アンモニア発電の実装準備 ◆2030年度までに省エネ法ベンチマーク指標達成 ▷バイオマス発電の混焼率拡大、専焼化、IGFC+CCUS/カーボンリサイクル等の活用 ▷水素・アンモニア発電の混焼率拡大、専焼化 ・2030年代の水素10%混焼、アンモニア20%混焼の実現に向けて検討を加速</p> |
| 需要面 | <p>D お客様の脱炭素化ニーズにお応えするソリューション提案</p> <p>◆お客様・地域の脱炭素化に資するサービスの開発と事業展開 ◆2030年度 エコキュート普及台数90万台以上、電化住宅契約口数100万口以上 エコキュート普及台数 (累計) 90万台以上 電化住宅契約口数 (累計) 100万口以上</p> |

(3) 設備投資の状況

①設備投資額

| 事業区分 | 金額 (億円) |
|-----------|---------|
| 総合エネルギー事業 | 1,559 |
| 送配電事業 | 664 |
| 情報通信事業 | 71 |
| その他 | 41 |
| 調整額 | △44 |
| 合計 | 2,292 |

②完成した主な設備および工事中の主な設備 (発電設備)

| 区分 | 名称 | 出力 (万kW) | 備考 |
|-----|-------------------|----------|----|
| 工事中 | (原子力) 島根原子力発電所3号機 | 137.3 | |

③廃止した主な設備 (発電設備)

| 名称 | 出力 (万kW) | 備考 |
|---------------|----------|----|
| (火力) 水島発電所2号機 | 15.6 | 石炭 |
| (火力) 下関発電所1号機 | 17.5 | 石炭 |
| (火力) 下関発電所2号機 | 40.0 | 石油 |

(4) 資金調達の状況

| | | | | |
|--------------|-----|---------|-----|---------|
| ①社債 | 発行額 | 1,950億円 | 償還額 | 1,182億円 |
| ②借入金 | 借入額 | 5,253億円 | 返済額 | 3,219億円 |
| ③コマーシャル・ペーパー | 発行額 | 1,400億円 | 償還額 | 4,410億円 |

(5) 財産および損益の状況

| 区分 | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 | 2023年度 (当年度) |
|----------------------|--------|---------|---------|-----------------|
| 売上高 (億円) | 13,074 | 11,366 | 16,946 | 16,287 |
| 経常利益 (億円) | 300 | △618 | △1,067 | 1,940 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 (億円) | 145 | △397 | △1,553 | 1,335 |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 40.42 | △110.21 | △431.30 | 370.59 |
| 総資産 (億円) | 33,851 | 35,669 | 40,400 | 41,332 |

(注) 2021年度以降の財産および損益の状況については、「収益認識に関する会計基準」等の適用および同会計基準を踏まえて改正された「電気事業会計規則」の適用により、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

(6) 主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

| 事業区分 | 主要な事業内容 |
|-----------|--------------------------|
| 総合エネルギー事業 | 発電事業、電力販売事業、燃料販売事業、熱供給事業 |
| 送配電事業 | 一般送配電事業 |
| 情報通信事業 | 電気通信事業、情報処理事業 |

(7) 重要な子会社の状況 (2024年3月31日現在)

| 会社名 | 資本金 (百万円) | 議決権の 所有割合(%) | 主要な事業内容 | |
|-------------------|--|-----------------|-------------------------------------|--|
| 総合 エネルギー 事業 | 株式会社エネルギー・ソリューション・アンド・サービス | 4,653 | 100.00 | 燃料販売事業、電気事業、電気・熱エネルギー供給事業、電気給湯機等販売・リース業 |
| | エネルギー・パワー山口株式会社 | 2,000 | 100.00 | 火力発電事業 |
| | Chugoku Electric Power Australia Resources Pty. Ltd. | 百万豪ドル 60 | 100.00 | エネルギー資源の開発・採掘・加工業 |
| 送配電 事業 | 中国電力ネットワーク株式会社 | 20,000 | 100.00 | 一般送配電事業、離島における発電事業 |
| | 株式会社電力サポート中国 | 65 | 100.00 | 託送関係申込受付・架空線設計・定期巡視等の受託、電力機材・作業用品販売、電柱共架事業 |
| 情報通信 事業 | 株式会社エネコム | 6,000 | 100.00 | 電気通信事業、情報処理事業 |
| | 中電プラント株式会社 | 200 | 100.00 | 電力設備工事業 |
| その他 | 株式会社エネルギーL&Bパートナーズ | 104 | 100.00 | 不動産・ビル管理業、リース・保険代理業、温浴事業 |
| | 株式会社エネルギー・ビジネスサービス | 100 | 100.00 | 経理・労務・資材業務等の受託 |
| | 中電技術コンサルタント株式会社 | 100 | 100.00 | 建設コンサルタント業 |
| | 中電工業株式会社 | 77 | 100.00 | 建築・塗装工事業、不動産賃貸業 |
| | 中電環境テクノス株式会社 | 50 | 100.00 | 発電所諸装置運転・管理業 |
| | 中国計器工業株式会社 | 30 | 100.00 | 電力量計修理業、電気工事・電気通信工事業 |
| | 株式会社アドプレックス | 30 | 99.97 | 印刷・広告業 |
| | テンパール工業株式会社 | 150 | 58.15 | 電気機械器具製造業 |
| 中国高圧コンクリート工業株式会社 | 150 | 50.10 | コンクリート製品製造・販売事業、土木・基礎工事業、石炭灰リサイクル事業 | |

- (注) 1. 議決権の所有割合には、間接所有分を含んでおります。
2. 株式会社エネルギー・コミュニケーションズは、2023年7月1日付で、商号を株式会社エネコムに変更しました。
3. 2024年4月30日付で、当社グループが保有するテンパール工業株式会社の株式すべてを譲渡し、同社は当社の連結子会社ではなくなりました。

当社の連結子会社は上記の会社を含め22社、持分法適用会社は18社であります。

(8) その他中国電力グループの現況に関する重要な事項

①当年度における不適切事案の概要

- ・ 昨年4月、中国電力ネットワーク株式会社（以下「中国電力ネットワーク」という。）が管理するお客さま情報の不正閲覧に関して、電気事業法に基づき、当社は電力・ガス取引監視等委員会から業務改善勧告を、中国電力ネットワークは経済産業大臣から業務改善命令を受領しました。
- ・ 同年7月、下記②に記載の公正取引委員会からの排除措置命令等の受領に関して、経済産業大臣から電気事業法に基づく業務改善命令を受領しました。
- ・ 同年8月、電気料金メニューに係る当社ウェブサイト等の一部記載が不当な表示（有利誤認表示）にあたるとして、消費者庁から景品表示法に基づく措置命令を受領しました。

当社グループは、上記の不適切事案を踏まえた再発防止の取り組みを着実に実施し、信頼回復に努めてまいります。

②公正取引委員会からの排除措置命令等に対する取消訴訟の提起

当社は、昨年3月、中国地区・関西地区における特別高圧電力および高圧電力の供給に関して、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）に違反する行為があったとして、公正取引委員会から独占禁止法に基づく排除措置命令および課徴金納付命令を受領しました。各命令の内容には、事実認定と法解釈において当社と公正取引委員会との間で一部に見解の相違があることから、昨年9月、各命令の全部の取消を求める訴訟を東京地方裁判所に提起しました。

訴訟において当社の考え方を説明し、司法の公正な判断を求めてまいります。

2. 当社の役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等 (2024年3月31日現在)

| 氏名 | 地位 | 担当、重要な兼職の状況等 |
|--------|------------------|----------------------------------|
| 芦谷 茂 | 代表取締役会長 | 一般社団法人中国経済連合会会長 |
| 中川 賢剛 | 代表取締役 社長執行役員 | |
| 高場 敏雄 | 代表取締役 副社長執行役員 | 企業再生担当、人材育成担当、原子力強化プロジェクト長、調達本部長 |
| 北野 立夫 | 代表取締役 副社長執行役員 | 電源事業本部長 |
| 船木 徹 | 代表取締役 副社長執行役員 | 経営企画部門長 |
| 皆本 恭介 | 取締役 常務執行役員 | 地域共創本部長 |
| 古瀬 誠 | 社外取締役 | |
| 菖蒲田 清孝 | 社外取締役 | マツダ株式会社代表取締役会長 |
| 田村 典正 | 取締役 監査等委員(常勤) | 広島ガス株式会社社外取締役 |
| 野曾原 悦子 | 社外取締役 監査等委員 | 弁護士 |
| 小谷 典子 | 社外取締役 監査等委員 | |
| 久我 英一 | 社外取締役 監査等委員 | |

(注) 1. 当年度中の取締役の異動 (2023年6月28日異動)

- (1) 第99回定時株主総会において、中川賢剛、皆本恭介、菖蒲田清孝の3氏は、それぞれ取締役に新たに選任され、就任いたしました。
 - (2) 芦谷茂氏は代表取締役会長に、中川賢剛氏は代表取締役社長執行役員に、北野立夫、船木徹の両氏は代表取締役副社長執行役員にそれぞれ就任いたしました。
 - (3) 代表取締役会長清水希茂、代表取締役社長執行役員瀧本夏彦の両氏は、任期満了によりそれぞれ取締役を退任いたしました。
2. 社外取締役古瀬誠・菖蒲田清孝・野曾原悦子・小谷典子・久我英一の5氏につきましては、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
3. 社外取締役菖蒲田清孝氏の重要な兼職先であるマツダ株式会社と当社との間に特別な関係はありません。
4. 常勤の監査等委員を選定している理由は、社内事情に精通した者による重要な会議への出席、業務執行部門からの日常的な情報収集、内部監査部門等との緊密な連携により、監査の実効性を確保するためであります。
5. 取締役監査等委員田村典正氏は、長年にわたり当社経理部門に在籍し、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

6. 取締役を兼務しない役付執行役員は、次のとおりであります。

| 氏名 | 地位 | 担当 |
|---------|--------|-------------------------------------|
| 長谷川 千 晃 | 常務執行役員 | 電源事業本部副本部長、電源事業本部島根原子力本部長 |
| 天 野 浩 一 | 常務執行役員 | 島根支社長 兼、電源事業本部島根原子力本部副本部長 |
| 前 田 耕 一 | 常務執行役員 | 国際事業部門長 |
| 大瀬戸 聡 | 常務執行役員 | 電源事業本部副本部長、上関原子力立地プロジェクト長、 管財部門長 |
| 藪 根 剛 | 常務執行役員 | 鳥取支社長 兼、電源事業本部島根原子力本部副本部長 |
| 中 村 公 俊 | 常務執行役員 | 調達本部（経理）部長 |
| 大 元 宏 朗 | 常務執行役員 | 電源事業本部副本部長、カーボンニュートラル推進本部長 |
| 棚 田 健 司 | 常務執行役員 | 販売事業本部長 |
| 宮 本 伸 一 | 常務執行役員 | コンプライアンス推進部門長 |
| 外 林 浩 子 | 常務執行役員 | 内部監査部門長 |

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、非業務執行取締役である古瀬誠、菖蒲田清孝、田村典正、野曾原悦子、小谷典子、久我英一の各氏との間で、会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、取締役、執行役員およびその他会社上の重要な使用人を被保険者として、会社法第430条の3第1項に定める役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約により、被保険者が当社の取締役等としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金および争訟費用等を填補することとしております。ただし、被保険者の犯罪行為や、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害等は填補対象外とすることにより、取締役等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

(4) 取締役の報酬等

①取締役の報酬決定に関する方針・手続

当社は、報酬委員会への諮問を経て、取締役会において、取締役の報酬決定に関する方針・手続を定めており、その内容は次のとおりであります。

a. 方針

取締役の報酬は、以下の方針により決定する。

(a) 基本方針

- ・ 株主総会において承認された総額の範囲内で、経済や社会の情勢を踏まえた適切な水準とする。
- ・ 株主からの付託に応え持続的な成長を可能とするべく、短期的な業績に加え、中長期的な業績も考慮する。
- ・ 取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、金銭報酬である基本報酬および業績連動報酬により構成し、社外取締役および監査等委員である取締役の報酬は、その職責に鑑み、基本報酬のみとする。
- ・ 取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬と業績連動報酬との報酬割合については、当社の経営環境・事業環境等を踏まえ、当社と類似する業種・業態に属する企業の動向等を参考に設定する。

(b) 基本報酬

- ・ 基本報酬として、固定報酬である月額報酬を支給する。取締役（監査等委員である取締役を除く。）の月額報酬は、当社の経営環境や業績の状況を踏まえ、各人の役割・責任・前年度の業績に応じて配分する。

(c) 業績連動報酬

- ・ 会社業績に対する責任の明確化と業績向上へのインセンティブ付与のため、業績連動報酬として、当社の経営環境および連結経常利益等を踏まえ、毎年一定の時期に賞与を支給することができる。賞与は各人の業績に応じて配分する。

(d) 取締役の個人別報酬額の決定

- ・ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の月額報酬の額および賞与の額の決定は、取締役会決議に基づき会長に委任する。取締役会は、当該決定権限が会長によって適切に行使されるよう、取締役の報酬水準等について報酬委員会に諮問することとし、上記の委任を受けた会長は、報酬委員会の議事の結果を尊重し決定しなければならないこととする。

b. 手続

- ・ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬に関する事項は、社外取締役を構成員に含む報酬委員会に諮問したうえで取締役会において決定する。
- ・ 監査等委員である取締役の報酬に関する事項は、監査等委員会において監査等委員である取締役の協議により決定する。

②取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役の報酬等についての株主総会の決議年月日は2016年6月28日であり、当該定時株主総会最終時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は11名、監査等委員である取締役の員数は4名（うち、社外取締役は3名）であります。当該決議の内容の概要は、次のとおりであります。

a. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）

月額報酬 月額4,500万円以内

賞与 取締役の業績に対する責任の明確化と業績向上へのインセンティブ付与のため、月額報酬とは別に、年額1億2,000万円以内で取締役（監査等委員である取締役を除く。）に賞与を支給できることとし、その範囲内で、会社業績に応じた具体的金額を取締役会で決定する。

b. 監査等委員である取締役

月額報酬 月額1,000万円以内

③取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の月額報酬の額および賞与の額の決定は、取締役会決議に基づき代表取締役会長芦谷茂に委任しております。この権限を委任した理由は、取締役にによる業務執行の監督を総括する役割を担う代表取締役会長が最も適しているからであります。取締役会は、この権限が適切に行使されるよう、取締役の報酬水準等について報酬委員会に諮問し、上記の委任を受けた当該取締役は、報酬委員会の議事の結果を尊重し委任された内容を決定しております。

取締役会は、当該手続を経て取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の月額報酬の額および賞与の額が決定されていることから、その内容が取締役の報酬決定に関する方針に沿うものであると判断しております。

④取締役の報酬等の総額等

| 区 分 | 報酬等の総額 (百万円) | 報酬等の種類別の総額 (百万円) | | 対象となる取締役 の員数 (名) |
|------------------------------|-----------------|------------------|-------------|---------------------|
| | | 固 定 報 酬 | 業 績 連 動 報 酬 | |
| 取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役) | 298 (20) | 234 (20) | 63 (-) | 10 (2) |
| 取締役 (監 査 等 委 員) (うち社外取締役) | 69 (35) | 69 (35) | - (-) | 4 (3) |

(注) 1. 業績連動報酬は、会社業績に対する責任の明確化と業績向上のインセンティブ付与のため、連結経常利益を主たる指標とした支給基準額を定め、連結経常利益に応じて、0%~200%の範囲で決定いたします。また、ESGに関する目標（従業員エンゲージメント、CO₂排出量、女性管理職比率）の達成状況に応じて、支給基準額の10%程度の額を原資として別途加算いたします。なお、連結経常利益が500億円に満たない場合は、業績連動報酬を支給しないこととしております。

2. 当年度における業績連動報酬の額については、連結経常利益の実績（1,940億円）に応じた金額およびESGに関する目標の達成状況に応じた加算額（支給基準額の6%程度）の合計額を、報酬委員会に諮問したうえで取締役会に於いて決定し、各人の役職および個人業績評価に応じて配分しております。

3. 固定報酬の対象となる取締役の員数には、2023年6月28日開催の第99回定時株主総会最終の時をもって退任した取締役2名を含んでおります。

(5) 社外取締役の主な活動状況

| 氏名 | 地位 | 出席回数/開催回数(出席率) | 取締役会等における発言状況および期待される役割に関して行った職務の概要 |
|--------|--------------|--|--|
| 古瀬 誠 | 取締役 | 取締役会 15回/15回 (100%) 指名委員会 3回/3回 (100%) 報酬委員会 5回/5回 (100%) | 取締役会において、金融・市場に関する企業経営者としての豊富な経験と識見から必要な発言を適宜行っております。また、指名委員会および報酬委員会の委員長として、取締役の指名・報酬に関する審議において、主導的な役割を果たすとともに、その審議結果を適宜取締役会に報告しております。 さらに、積極的に機関投資家等との対話活動を行っております。 |
| 菖蒲田 清孝 | 取締役 | 取締役会 11回/11回 (100%) 指名委員会 2回/2回 (100%) 報酬委員会 5回/5回 (100%) | 取締役会において、国内外に展開する自動車関連事業における企業経営者としての豊富な経験と識見から必要な発言を適宜行っております。また、指名委員会および報酬委員会の委員として、取締役の指名・報酬に関する審議において、客観的で公正・中立な立場から必要な発言を適宜行っております。 |
| 野曾原 悦子 | 取締役 監査等委員 | 取締役会 15回/15回 (100%) 監査等委員会 33回/33回 (100%) 指名委員会 3回/3回 (100%) 報酬委員会 5回/5回 (100%) | 取締役会および監査等委員会において、弁護士としての専門的見地などから必要な発言を適宜行っております。また、指名委員会および報酬委員会の委員として、取締役の指名・報酬に関する審議において、客観的で公正・中立な立場から必要な発言を適宜行っております。 |
| 小谷 典子 | 取締役 監査等委員 | 取締役会 15回/15回 (100%) 監査等委員会 33回/33回 (100%) 指名委員会 3回/3回 (100%) 報酬委員会 5回/5回 (100%) | 取締役会および監査等委員会において、社会学に関する専門的見地などから必要な発言を適宜行っております。また、指名委員会および報酬委員会の委員として、取締役の指名・報酬に関する審議において、客観的で公正・中立な立場から必要な発言を適宜行っております。 |
| 久我 英一 | 取締役 監査等委員 | 取締役会 15回/15回 (100%) 監査等委員会 33回/33回 (100%) 指名委員会 3回/3回 (100%) 報酬委員会 5回/5回 (100%) | 取締役会および監査等委員会において、リスク管理や企業監査に関する専門的見地などから必要な発言を適宜行っております。また、指名委員会および報酬委員会の委員として、取締役の指名・報酬に関する審議において、客観的で公正・中立な立場から必要な発言を適宜行っております。 |

〔一連の不適切事案への対応の概要〕

当社は、昨年8月に消費者庁から景品表示法に基づく措置命令を受領しました。社外取締役である古瀬誠、野曾原悦子、小谷典子、久我英一の各氏は、当該措置命令の受領事案を含む「1. 中国電力グループの現況に関する事項(8) その他中国電力グループの現況に関する重要な事項」に記載の一連の不適切事案について、それぞれの事実が判明するまでいずれの事案についても認識しておりませんでした。日頃から取締役会等において、業務執行全般に関しコンプライアンス・リスク管理の視点に基づいて注意喚起をしておりました。上記事実の判明後、昨年6月に新たに社外取締役に就任した菖蒲田清孝氏を含め、社外取締役の各氏は、取締役会等において、執行部門による調査、原因分析・再発防止策等について報告を受け、必要に応じて意見を述べるなどの方法で監視監督の職責を適切に果たしております。

連結貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部 | | 負 債 及 び 純 資 産 の 部 | |
|---------------------------|------------------|-----------------------------|------------------|
| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
| 固 定 資 産 | 3,482,698 | 固 定 負 債 | 2,798,584 |
| 電 気 事 業 固 定 資 産 | 1,523,428 | 社 債 | 1,064,600 |
| 水 力 発 電 設 備 | 107,498 | 長 期 借 入 金 | 1,550,928 |
| 汽 力 発 電 設 備 | 338,515 | 退 職 給 付 に 係 る 負 債 | 55,301 |
| 原 子 力 発 電 設 備 | 96,875 | 資 産 除 去 債 務 | 106,447 |
| 送 電 設 備 | 291,006 | 繰 延 税 金 負 債 | 354 |
| 変 電 設 備 | 172,621 | そ の 他 の 固 定 負 債 | 20,952 |
| 配 電 設 備 | 406,589 | | |
| 業 務 設 備 | 84,519 | 流 動 負 債 | 721,280 |
| 休 止 設 備 | 10,664 | 1 年 以 内 に 期 限 到 来 の 固 定 負 債 | 288,882 |
| その他の電気事業固定資産 | 15,137 | 短 期 借 入 金 | 70,345 |
| そ の 他 の 固 定 資 産 | 127,328 | 支 払 手 形 及 び 買 掛 金 | 102,015 |
| 固 定 資 産 仮 勘 定 | 1,186,461 | 未 払 税 金 | 39,169 |
| 建設仮勘定及び除却仮勘定 | 1,156,163 | そ の 他 の 流 動 負 債 | 220,867 |
| 使用済燃料再処理関連加工仮勘定 | 30,298 | | |
| 核 燃 料 | 138,488 | 負 債 合 計 | 3,519,864 |
| 装荷核燃料及び加工中等核燃料 | 138,488 | | |
| 投 資 そ の 他 の 資 産 | 506,991 | 株 主 資 本 | 550,893 |
| 長 期 投 資 | 148,619 | 資 本 金 | 197,024 |
| 退 職 給 付 に 係 る 資 産 | 68,663 | 資 本 剰 余 金 | 28,534 |
| 繰 延 税 金 資 産 | 75,406 | 利 益 剰 余 金 | 364,237 |
| そ の 他 の 投 資 等 | 214,398 | 自 己 株 式 | △ 38,902 |
| 貸 倒 引 当 金 (貸 方) | △ 96 | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 | 53,980 |
| | | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 13,355 |
| 流 動 資 産 | 650,567 | 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益 | 5,747 |
| 現 金 及 び 預 金 | 301,352 | 為 替 換 算 調 整 勘 定 | 26,888 |
| 受 取 手 形、売 掛 金 及 び 契 約 資 産 | 114,718 | 退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額 | 7,988 |
| 棚 卸 資 産 | 77,539 | 非 支 配 株 主 持 分 | 8,527 |
| そ の 他 の 流 動 資 産 | 157,566 | | |
| 貸 倒 引 当 金 (貸 方) | △ 609 | 純 資 産 合 計 | 613,401 |
| 合 計 | 4,133,265 | 合 計 | 4,133,265 |

連結損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 費用の部 | | 収益の部 | |
|--------------------|------------------|-----------------|------------------|
| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
| 営業費用 | 1,422,007 | 営業収益 | 1,628,785 |
| 電気事業営業費用 | 1,258,380 | 電気事業営業収益 | 1,446,379 |
| その他事業営業費用 | 163,627 | その他事業営業収益 | 182,405 |
| 営業利益 | (206,777) | | |
| 営業外費用 | 36,316 | 営業外収益 | 23,615 |
| 支払利息 | 12,688 | 受取配当金 | 1,268 |
| デリバティブ損失 | 7,155 | 受取利息 | 1,117 |
| その他の営業外費用 | 16,472 | 持分法による投資利益 | 4,012 |
| | | デリバティブ利益 | 4,767 |
| | | その他の営業外収益 | 12,449 |
| 当期経常費用合計 | 1,458,324 | 当期経常収益合計 | 1,652,401 |
| 当期経常利益 | 194,076 | | |
| 渴水準備金引当又は取崩し | △ 167 | | |
| 渴水準備引当金取崩し(貸方) | △ 167 | | |
| 特別損失 | 9,532 | 特別利益 | 6,498 |
| 減損損失 | 9,532 | 核燃料売却益 | 6,498 |
| 税金等調整前当期純利益 | 191,210 | | |
| 法人税等 | 58,390 | | |
| 法人税等 | 29,993 | | |
| 法人税等調整額 | 28,396 | | |
| 当期純利益 | 132,820 | | |
| 非支配株主に帰属する当期純損失 | 681 | | |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 133,501 | | |

貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部 | | 負 債 及 び 純 資 産 の 部 | |
|-------------------------------|------------------|-----------------------------|------------------|
| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
| 固 定 資 産 | 3,258,530 | 固 定 負 債 | 2,750,838 |
| 電 気 事 業 固 定 資 産 | 637,283 | 社 債 | 1,064,600 |
| 水 力 発 電 設 備 | 108,699 | 長 期 借 入 金 | 1,538,250 |
| 汽 力 発 電 設 備 | 340,281 | 長 期 未 払 債 務 | 360 |
| 原 子 力 発 電 設 備 | 98,403 | 関 係 会 社 長 期 債 務 | 5,537 |
| 新 エ ネ ル ギ ー 等 発 電 等 設 備 | 11,134 | 退 職 給 付 引 当 金 | 27,436 |
| 業 務 設 備 | 68,100 | 資 産 除 去 債 務 | 103,197 |
| 休 止 設 備 | 10,664 | 雑 固 定 負 債 | 11,456 |
| 附 帯 事 業 固 定 資 産 | 16 | 流 動 負 債 | 671,402 |
| 事 業 外 固 定 資 産 | 2,559 | 1 年 以 内 に 期 限 到 来 の 固 定 負 債 | 281,342 |
| 固 定 資 産 仮 勘 定 | 1,150,397 | 短 期 借 入 金 | 70,345 |
| 建 設 仮 勘 定 | 1,118,438 | 買 掛 金 | 95,571 |
| 除 却 仮 勘 定 | 1,660 | 未 払 金 | 56,534 |
| 使 用 済 燃 料 再 処 理 関 連 加 工 仮 勘 定 | 30,298 | 未 払 費 用 | 30,995 |
| 核 燃 料 | 138,488 | 未 払 税 金 | 21,068 |
| 装 荷 核 燃 料 | 7,034 | 預 り 金 | 691 |
| 加 工 中 等 核 燃 料 | 131,453 | 関 係 会 社 短 期 債 務 | 90,690 |
| 投 資 そ の 他 の 資 産 | 1,329,784 | 諸 前 受 金 | 489 |
| 長 期 投 資 | 123,361 | 景 品 表 示 法 関 連 損 失 引 当 金 | 1,655 |
| 関 係 会 社 長 期 投 資 | 1,087,212 | 雑 流 動 負 債 | 22,018 |
| 長 期 前 払 費 用 | 22,908 | 負 債 合 計 | 3,422,240 |
| 前 払 年 金 費 用 | 34,731 | 株 主 資 本 | 354,889 |
| 繰 延 税 金 資 産 | 61,600 | 資 本 金 | 197,024 |
| 貸 倒 引 当 金 (貸 方) | △ 30 | 資 本 剰 余 金 | 28,221 |
| 流 動 資 産 | 525,555 | 資 本 準 備 金 | 28,173 |
| 現 金 及 び 預 金 | 282,778 | そ の 他 資 本 剰 余 金 | 48 |
| 売 掛 金 | 83,226 | 利 益 剰 余 金 | 168,142 |
| 諸 未 収 入 金 | 50,506 | 利 益 準 備 金 | 180 |
| 貯 蔵 品 | 48,462 | そ の 他 利 益 剰 余 金 | 167,962 |
| 前 払 金 | 212 | 特 定 災 害 防 止 準 備 金 | 75 |
| 前 払 費 用 | 3,650 | 繰 越 利 益 剰 余 金 | 167,886 |
| 関 係 会 社 短 期 債 権 | 40,609 | 自 己 株 式 | △ 38,498 |
| 雑 流 動 資 産 | 16,361 | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 | 6,954 |
| 貸 倒 引 当 金 (貸 方) | △ 252 | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 6,253 |
| 合 計 | 3,784,085 | 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益 | 701 |
| | | 純 資 産 合 計 | 361,844 |
| | | 合 計 | 3,784,085 |

損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 費用の部 | | 収益の部 | |
|-----------------|------------------|-----------------|------------------|
| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
| 営業費用 | 1,312,328 | 営業収益 | 1,448,151 |
| 電気事業営業費用 | 1,262,499 | 電気事業営業収益 | 1,397,238 |
| 水力発電費 | 22,194 | 電灯料 | 368,407 |
| 汽力発電費 | 478,890 | 電力料 | 691,263 |
| 原子力発電費 | 60,048 | 他社販売電力料 | 200,246 |
| 新エネルギー等発電費 | 681 | 賠償負担金相当収益 | 1,741 |
| 他社購入電力料 | 346,899 | 廃炉円滑化負担金相当収益 | 753 |
| 販売売費 | 16,848 | 電気事業雑収益 | 134,826 |
| 休止設備費 | 2,237 | | |
| 一般管理費 | 53,970 | | |
| 接続供給託送料 | 274,139 | | |
| 事業税 | 7,938 | | |
| 電力費振替勘定（貸方） | △ 1,348 | | |
| 附帯事業営業費用 | 49,828 | 附帯事業営業収益 | 50,912 |
| LNG供給事業営業費用 | 36,655 | LNG供給事業営業収益 | 37,611 |
| 石炭販売事業営業費用 | 13,173 | 石炭販売事業営業収益 | 13,301 |
| 営業利益 | (135,822) | | |
| 営業外費用 | 29,765 | 営業外収益 | 39,568 |
| 財務費用 | 13,015 | 財務収益 | 26,248 |
| 支払利息 | 12,371 | 受取配当金 | 21,025 |
| 社債発行費 | 643 | 受取利息 | 5,223 |
| 事業外費用 | 16,749 | 事業外収益 | 13,320 |
| 固定資産売却損 | 95 | 固定資産売却益 | 1,181 |
| デリバティブ損失 | 7,155 | デリバティブ利益 | 4,767 |
| 雑損 | 9,498 | 雑収 | 7,371 |
| 当期経常費用合計 | 1,342,094 | 当期経常収益合計 | 1,487,720 |
| 当期経常利益 | 145,625 | | |
| 湯水準備金引当又は取崩し | △ 167 | | |
| 湯水準備引当金取崩し（貸方） | △ 167 | | |
| | | 特別利益 | 6,498 |
| | | 核燃料売却益 | 6,498 |
| 税引前当期純利益 | 152,292 | | |
| 法人税等 | 40,223 | | |
| 法人税 | 11,653 | | |
| 法人税等調整額 | 28,569 | | |
| 当期純利益 | 112,069 | | |

独立監査人の監査報告書

2024年5月17日

中国電力株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
広島事務所

| | | |
|--------------------|-------|---------|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 尾 崎 更 三 |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 三 好 亨 |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 高 藤 顕 広 |

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、中国電力株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、中国電力株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2024年4月24日に、旧下関発電所の土地、建物及び設備の売却を決定している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類およびその附属明細書に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月17日

中国電力株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
広島事務所

| | | |
|--------------------|-------|---------|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 尾 崎 更 三 |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 三 好 亨 |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 高 藤 顕 広 |

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、中国電力株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの2023年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2024年4月24日に、旧下関発電所の土地、建物及び設備の売却を決定している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作

成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

当監査等委員会は、2023年度（2023年4月1日から2024年3月31日まで）における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法および結果について、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロおよびハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門およびその他関係部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役、執行役員および使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）ならびに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であり、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容について、指摘すべき事項は認められません。

なお、事業報告に記載の一連の不適切事案の発生を未然に防止できなかったことを踏まえ、当社は、ガバナンス・内部統制システムの強化に向けて取り組むとともに、当該不適切事案の原因分析を踏まえた対応方針のもとで、具体的な施策について着実に取り組みを進めております。監査等委員会としては、これらの具体的な施策が着実に実行されていることを確認しておりますが、引き続き取締役の職務執行および会社の今後の取り組みを監視・検証してまいります。

また、昨年10月、監査等委員会は会社を代表して、旧取締役3名に対し、独占禁止法に基づく排除措置命令等が提訴時点で法律上有効であることを前提に損害賠償請求訴訟を広島地方裁判所に提起しました。事業報告に記載の独占禁止法に基づく排除措置命令等についての取消訴訟の推移を踏まえて適切に訴訟を進行してまいります。

- (2) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。
- (3) 計算書類およびその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2024年5月21日

中国電力株式会社 監査等委員会

| | |
|-----------|---------|
| 監査等委員（常勤） | 田村典正 ㊟ |
| 監査等委員 | 野曾原悦子 ㊟ |
| 監査等委員 | 小谷典子 ㊟ |
| 監査等委員 | 久我英一 ㊟ |

- (注) 監査等委員野曾原悦子、小谷典子および久我英一は、会社法第2条第15号および第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会会場ご案内

会場 広島市中区小町4番33号
当社本店 (大会議場)



最寄り電車・バス停 **中電前**

駐車場は用意しておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みましがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。



環境に配慮し、植物油インキ
を使用しております。